

## 第 3 回

# 宇都宮地域合併協議会 会 議 資 料

日 時：平成16年4月16日（金） 午後2時より

場 所：宇都宮市役所 14大会議室

### 第3回宇都宮地域合併協議会 会議次第

○ 日 時 平成16年4月16日（金）

午 後 2 時 ～

○ 場 所 宇都宮市役所

14大会議室

#### 1 開 会

#### 2 会長あいさつ

#### 3 会議録署名委員の選任

#### 4 報告事項

- (1) 報告第5号 委員の変更について
- (2) 報告第6号 宇都宮地域合併協議会規約に関する事項等の協議書の一部を変更する協議書について
- (3) 報告第7号 顧問の設置について

#### 5 審議事項

- (1) 議案第16号 平成16年度宇都宮地域合併協議会事業計画について
- (2) 議案第17号 平成16年度宇都宮地域合併協議会収支予算について
- (3) 議案第18号 財産の取扱いについて
- (4) 議案第19号 公共的団体等の取扱いについて

#### 6 協議事項

- (1) 協議第3号 議会制度について
- (2) 協議第4号 市町建設計画について

#### 7 そ の 他

#### 8 閉 会

報告第5号

委員の変更について

協議会規約第7条第1項第2号の規定に基づく協議会委員を変更したので報告する。

平成16年4月16日提出

宇都宮地域合併協議会  
会 長 福 田 富 一

宇都宮市

|     |        |           |
|-----|--------|-----------|
| 変更前 | 宇都宮市助役 | 竹 原 卓 郎   |
| 変更後 | 宇都宮市助役 | 高 梨 眞 佐 岐 |

## 報告第 6 号

宇都宮地域合併協議会規約に関する事項等の協議書の一部を変更する協議書について

宇都宮市，上三川町，上河内町及び河内町は，平成 1 6 年 1 月 2 9 日に締結した宇都宮地域合併協議会規約に関する事項等の協議書の一部を変更するため，別紙のとおり協議書を締結したので報告する。

平成 1 6 年 4 月 1 6 日提出

宇都宮地域合併協議会  
会 長 福 田 富 一

宇都宮地域合併協議会規約に関する事項等の協議書の  
一部を変更する協議書

宇都宮市、上三川町、上河内町及び河内町（以下「構成市町」という。）は、平成16年1月29日に締結した宇都宮地域合併協議会規約に関する事項等の協議書の一部を次のとおり変更するため協議する。

第1項第2号中「栃木県地方課長」を「栃木県市町村課長」に改め、同項第3号表中「栗田幹晴」を「横松 薫」に改める。

この協議の成立を証するため、本書を4通作成し、構成市町の長が記名押印し、それぞれが1通を保有する。

平成16年4月1日

宇都宮市長

福田 富



上三川町長

猪瀬 成男



上河内町長

手塚 順



河内町長

玉生 勝経



報告第 7 号

顧問の設置について

協議会規約第 8 条第 1 項の規定に基づく顧問を次のとおり設置したので報告する。

平成 1 6 年 4 月 1 6 日提出

宇都宮地域合併協議会  
会 長 福 田 富 一

顧 問 竹 原 卓 郎

# 竹 原 卓 郎 氏 の 略 歴

| 年 月          | 略 歴                                           |
|--------------|-----------------------------------------------|
| 昭和 3 5 年 5 月 | 宇都宮市に採用                                       |
| 昭和 5 6 年 4 月 | 企画部企画審議室長                                     |
| 昭和 6 3 年 4 月 | 都市開発部長                                        |
| 平成 2 年 4 月   | 企画部長                                          |
| 平成 7 年 4 月   | 総務部長                                          |
| 平成 8 年 4 月   | 宇都宮市収入役                                       |
| 平成 1 2 年 4 月 | 宇都宮市助役                                        |
| 平成 1 5 年 6 月 | 宇都宮地域合併協議会委員，地域自治制度小委員会委員長<br>及び市町建設計画小委員会委員長 |
| 平成 1 6 年 4 月 | 宇都宮市政顧問に就任，現在に至る。                             |

## 議案第16号

平成16年度宇都宮地域合併協議会事業計画について

平成16年度宇都宮地域合併協議会事業計画を次のように定める。

平成16年4月16日提出

宇都宮地域合併協議会  
会 長 福 田 富 一

### 平成16年度事業計画

- 1 合併に関する事項の協議
  - ・ 合併協定項目の協議
  - ・ 各種事務事業の調整
- 2 市町建設計画の策定
- 3 地域自治制度の構築
- 4 住民への啓発活動
  - ・ 広報紙の発行
  - ・ ホームページによる情報提供
  - ・ 合併パンフレットの作成
- 5 その他
  - ・ 合併に関する必要な事業の実施



議案第 17 号

平成 16 年度宇都宮地域合併協議会収支予算について

平成 16 年度宇都宮地域合併協議会収支予算は、次に定めるところによる。

平成 16 年 4 月 16 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 福 田 富 一

## 平成16年度 宇都宮地域合併協議会収支予算

歳入歳出予算総額

80,964 千円

(1) 歳入

(単位 千円)

| 款       | 項    | 目    | 本 年 度  | 前 年 度  | 比 較    | 節         |        |
|---------|------|------|--------|--------|--------|-----------|--------|
|         |      |      |        |        |        | 区 分       | 金 額    |
| 1       | 1    | 1    | 74,963 | 22,636 | 52,327 | 1 負 担 金   | 74,963 |
| 負担金     | 負担金  | 負担金  |        |        |        |           |        |
| 2       | 1    | 1    |        |        |        | 1 補 助 金   | 5,000  |
| 補助金     | 県補助金 | 県補助金 |        |        |        |           |        |
| 3       | 1    | 1    | 1,000  | 0      | 1,000  | 1 繰 越 金   | 1,000  |
| 繰越金     | 繰越金  | 繰越金  |        |        |        |           |        |
| 4       | 1    | 1    |        |        |        | 1 預 金 利 子 | 1      |
| 諸収入     | 諸収入  | 諸収入  |        |        |        |           |        |
| 歳 入 合 計 |      |      | 80,964 | 22,637 | 58,327 |           | 80,964 |

## (2) 歳出

(単位 千円)

| 款        | 項          | 目          | 本 年 度  | 前 年 度  | 比 較    | 本年度予算内訳     |           |        |
|----------|------------|------------|--------|--------|--------|-------------|-----------|--------|
|          |            |            |        |        |        | 節           |           |        |
|          |            |            |        |        |        | 区 分         | 説明科目      | 金 額    |
| 1<br>運営費 | 1<br>会議費   | 1<br>会議費   | 2,676  | 1,416  | 1,260  |             |           | 2,676  |
|          |            |            |        |        |        | 1 報酬        | 2 委員報酬    | 2,403  |
|          |            |            |        |        |        | 5 災害補償費     | 3 委員災害補償費 | 206    |
|          |            |            |        |        |        | 11 需用費      | 3 食糧費     | 67     |
|          | 2<br>事務局費  | 1<br>事務局費  | 6,241  | 1,464  | 4,777  |             |           | 6,241  |
|          |            |            |        |        |        | 11 需用費      | 1 消耗品費    | 1,427  |
|          |            |            |        |        |        |             | 3 食糧費     | 4      |
|          |            |            |        |        |        | 12 役務費      | 1 通信運搬費   | 256    |
|          |            |            |        |        |        |             | 4 手数料     | 4      |
|          |            |            |        |        |        | 13 委託料      |           | 4,330  |
|          |            |            |        |        |        | 14 使用料及び賃借料 |           | 220    |
| 2<br>事業費 | 1<br>事業推進費 | 1<br>事業推進費 | 71,947 | 19,657 | 52,290 |             |           | 71,947 |
|          |            |            |        |        |        | 8 報償金       | 1 報償金     | 300    |
|          |            |            |        |        |        | 9 旅費        | 2 普通旅費    | 647    |
|          |            |            |        |        |        | 13 委託料      |           | 70,980 |
|          |            |            |        |        |        | 19 負担金      | 1 負担金     | 20     |
| 3<br>予備費 | 1<br>予備費   | 1<br>予備費   | 100    | 100    | 0      |             |           | 100    |
|          |            |            |        |        |        | 1 予備費       |           | 100    |
| 歳出合計     |            |            | 80,964 | 22,637 | 58,327 |             |           | 80,964 |

議案第 18 号

財産の取扱いについて

財産の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 16 年 4 月 16 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 福 田 富 一

上三川町，上河内町，河内町の財産（権利及び義務を含む。）は，すべて宇都宮市に引き継ぐものとする。

議案第 19 号

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 16 年 4 月 16 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 福 田 富 一

公共的団体等については、地方自治法第 157 条に規定する総合調整権に基づき、新市の速やかな一体性の確立に資するため、各団体の実情を尊重しながら、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。

なお、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。

協議第 3 号

議会制度について

議会制度の次の事項について，別紙のとおり協議を求める。

平成 1 6 年 4 月 1 6 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 福 田 富 一

議会の議員の定数及び任期の取扱いに係る審議経過について

## 「議会の議員の定数及び任期の取扱い」に係る審議経過について

「議会の議員の定数及び任期の取扱い」については、下記のとおり議会制度小委員会を開催し、審議を行っているところである。

そこで、当小委員会におけるこれまでの審議の経過について、第3回宇都宮地域合併協議会において報告する。

### 1 議会制度小委員会の開催状況

(宇都宮地域合併協議会 [任意])

| 開催回 | 開催日         | 主な議題等                                                      |
|-----|-------------|------------------------------------------------------------|
| 第1回 | 平成15年10月29日 | ・ 小委員会における審議事項について<br>・ 議会制度について<br>・ 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて |
| 第2回 | 平成15年11月25日 | ・ 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて                                     |

(宇都宮地域合併協議会 [法定])

| 開催回 | 開催日        | 主な議題等                  |
|-----|------------|------------------------|
| 第1回 | 平成16年2月16日 | ・ 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて |
| 第2回 | 平成16年3月26日 | ・ 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて |

## 2 基本的な考え方

### (1) 基本原則

- ・ 宇都宮地域における合併の方式は、「河内郡上三川町，同郡上河内町及び同郡河内町を廃止し，その区域を宇都宮市に編入する編入合併とする」ことが，第3回宇都宮地域合併協議会〔任意〕（平成15年9月26日開催）議案第8号において確認され，これが再度，第1回宇都宮地域合併協議会〔法定〕（平成16年2月4日開催）議案第7号において確認されたところである。
- ・ このことから，編入する宇都宮市の議会の議員は全員在任し，編入される河内郡上三川町，同郡上河内町及び同郡河内町（法人格が消滅する）の議会の議員は全員失職するのが基本原則となる。

### (2) 激変緩和のために考慮すべき事項

- ・ 「市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年3月29日法律第6号）」（以下，「合併特例法」）では，市町村の合併に伴う議員の数及び議員の身分についての一定期間の特例を設け，激変を緩和することによって，市町村の合併に対する障害を少なくし，合併を促進するとともに，合併市町村の運営を円滑にするために，「定数特例」及び「在任特例」の制度が定められている（別添の「参考資料」を参照）。
- ・ 定数特例は，基本原則を崩すことなく，市町村の議会議員の定数について，合併関係市町村の協議により特例を設けることができることとするものである（合併特例法第6条）。
- ・ 在任特例は，基本原則に対する特例であり，合併関係市町村の議員が合併後も引き続き議員として在任することができるとする特例である（合併特例法第7条）。
- ・ 宇都宮地域における市町合併に際しても，地域社会の急激な変化に対応することが必要と考えられることから，編入方式による基本原則を議論のベースとしながらも，こうした合併特例法による特例的措置の適用も選択肢の一つとし，審議を行っているところである。



### 3 議会制度小委員会における審議状況

- ・ 議会制度小委員会では、合併特例法に規定されている特例（定数特例・在任特例）を適用するケース、また、合併後、新定数で選挙を行う方法など、あらゆるケースを念頭に、審議・議論を行っている。
- ・ これまでの議会制度小委員会での審議において、合併により編入される3町における地域社会の急激な変化に対応するため、住民感情や必要な経費等も勘案し、何らかの特例的な措置を講ずることが必要であることについては、委員のコンセンサスが得られたところである。
- ・ また、議会の議員の定数及び任期の取扱いのみならず、新市の議会のあり方や議会改革への取組の必要性などについても議論があったところである。
- ・ なお、議会制度小委員会におけるこれまでの審議状況は、下表のとおりである。

| 議員の定数の取扱い  | 主 要 意 見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 在任特例を適用する。 | <p>（肯定意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 急激に町の議員の数が減少するのは問題がある。</li> <li>○ 町の住民の意見反映がなされなくなる懸念がある。</li> <li>○ 市町建設計画の執行経過を見守る必要がある。</li> <li>○ 全国でコスト面での批判があるが、コスト増は、一時期を捉えたときの問題である。また、議員間の報酬に格差を設ける方法も考えられる。</li> </ul> <p>（否定意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 意見反映のために全員の在任が必要であるか疑問がある。101人の議員から成る議会づくりは、新市において適切ではない。</li> <li>○ 議員数やコスト面から、住民の理解は得られない。また、議員間の報酬に差異を設けることは、議員の役割を勘案すると適切ではない。</li> <li>○ 住民の理解が得られない方法であり、在任特例は適用しないことを先に決めるべき。例えば在任特例を決めても住民運動によって再協議となることもありうることを認識すべき。</li> </ul> |

|                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 定数特例を適用する。           | <p>(肯定意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新市全体として概ね住民 1 万人に対し、議員が 1 人となり、公平な代表性の確保の観点から適切である。</li> <li>○ コスト面でも合併による効果を引出すことができる。</li> </ul> <p>(否定意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 在任特例と比較し、大幅に 3 町の議員数が減少するものであるため問題がある。</li> <li>○ 合併前の旧町の出身議員が計 7 人ということになり、7 人のみの意見が反映されるのか懸念がある。</li> </ul> |
| いずれかの特例を適用する。        | <p>(肯定意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 3 町の住民の意見反映のために必要である。</li> <li>○ 3 町の住民や議員の不安を解消する方策が必要である。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                  |
| 新市の議会を解散し、新定数で選挙を行う。 | <p>(肯定意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 精神的に限りなく新設方式に近いやり方採ることにより、3 町の議員の理解を得ることができ、コスト面からは、住民の理解を得ることもできる。</li> </ul> <p>(否定意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 編入方式の原則を勘案すると、現実的な方法ではない。</li> </ul>                                                                                              |

#### 4 今後の審議方針

これまでの議会制度小委員会での審議状況は前記「3」の通りであるが、現段階においては審議が未了であるため、本報告に対する住民の意見、宇都宮地域合併協議会委員の意見等を勘案し、更に十分に審議を重ね、報告することとする。

協議第 4 号

市町建設計画について

市町建設計画の次の事項について，別紙のとおり協議を求める。

平成 1 6 年 4 月 1 6 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長     福 田 富 一

市町建設計画中間案について

# 市 町 建 設 計 画

( 中 間 案 )

宇都宮地域合併協議会

# 目 次

|                          |    |
|--------------------------|----|
| I 計画の策定にあたって             |    |
| 1 計画の趣旨                  | 19 |
| 2 新市建設の背景と目的             | 19 |
| (1) 日常生活圏と一体的な行政経営       |    |
| (2) 地方分権の進展と住民自治の拡充      |    |
| (3) 少子・高齢化と人口減少への対応      |    |
| (4) 地域の経済・産業の振興          |    |
| 3 新市建設の基本姿勢              | 21 |
| (1) 地域特性を踏まえた新たなまちづくりの推進 |    |
| (2) 地域に根ざした自治の拡充         |    |
| (3) 新たな時代を見据えた行財政改革の推進   |    |
| (4) 自治体能力の向上と地方分権の推進     |    |
| II 新市の概況                 |    |
| 1 新市の現況                  | 23 |
| (1) 位置と地勢                |    |
| (2) 歴史的特性                |    |
| (3) 人口・世帯数               |    |
| (4) 面積                   |    |
| (5) 経済                   |    |
| (6) その他の指標               |    |
| 2 新市の社会経済の見通し            | 28 |
| (1) 人口の見通し               |    |
| (2) 経済の見通し               |    |
| 3 まちづくりの資源と主要課題          | 32 |
| (1) 新市の地域特性及び資源          |    |
| (2) まちづくりの主要課題           |    |
| III まちづくりの目標と基本方針        |    |
| 1 まちづくりの目標               | 35 |
| 2 土地利用の基本方針              | 36 |
| IV 新市の施策の大綱              |    |
| 1 個性と特性を生かした地域の創造        | 39 |
| 2 一体的で連携がとれた誰もが住みよい都市の創造 | 40 |
| 3 人、もの、情報が活発に交流する活力の創造   | 42 |
| V 地域別計画                  |    |
| 1 計画の目標及び地域区分            | 44 |
| 2 地域ごとの計画                | 44 |
| (1) 宇都宮地域                |    |
| (2) 上三川地域                |    |
| (3) 上河内地域                |    |
| (4) 河内地域                 |    |
| VI 県事業の推進                |    |
| 1 栃木県の役割                 | 50 |
| 2 栃木県の事業                 | 50 |
| VII 公共施設の適正配置            | 51 |
| VIII 財政計画                | 52 |
| IX 計画の推進方策               | 56 |
| 資料編                      | 58 |

## I 計画の策定にあたって

### 1 計画の趣旨

本計画は、「市町村の合併の特例に関する法律」第5条に基づき、宇都宮、上三川、上河内及び河内の4つの地域の合併後の建設を効果的に推進する基本方針として策定し、新市の速やかな一体性の確立や住民の福祉の向上と各地域の特色を生かした新市全体の発展に向けて、その目標及び施策などを明らかにする。

なお、本計画の期間は、合併年度及びこれに続く10ヵ年度の期間について定めるものとする。

平成16年度（2004年度） ～ 平成26年度（2014年度）

### 2 新市建設の背景と目的

#### （1）日常生活圏と一体的な行政経営

- ・ 昭和28年に「町村合併促進法」が施行され、昭和30年代初頭までの昭和の大合併から50年が経過しようとしている今日、道路などの交通網の発達や自動車の普及、インターネット等の情報ネットワークの整備などにより、住民の日常生活圏は現在の市町村の区域を越えて拡大しており、一日の大半を居住地以外の市町村で過ごす人が増えている。
- ・ 宇都宮、上三川、上河内及び河内の各地域間においても、通勤・通学（15歳以上）による交流人口は2万人に達しているなど、日常生活における行動範囲は大きく変化しており、これに併せて、一体的な行政サービスを必要とする範囲も、基礎的自治体の区域を越えて拡大している。
- ・ これらに対して、本地域においては、ごみ処理・水道・消防などの共同事業の実施や、公共施設の広域利用・管外保育の受委託などの広域的な行政サービスの展開により、一定の成果をあげてきたところであるが、行政区域の違いによるサービスの格差の問題など、複数の自治体による運営の限界が生じている。
- ・ そのため、合併により、住民の日常生活圏にあわせた区域をひとつの政治機能・行政体で運営することが必要であり、一層効果的・広域的な行政経営を目指していく。

#### （2）地方分権の進展と住民自治の拡充

- ・ 従来の中央集権型の行政システムは、わが国の近代化や高度経済成長を推し進めるのに効率的であった。
- ・ 一定の豊かさを実現した今日においては、地域の特性に適した個性豊かなまちづくりを可能とするため、地方分権が推進されている。
- ・ 地方分権の進展によって、市町村が国や都道府県に依存せずに、自らの責任と判断で創意工夫をこらしながら行政の施策・サービスの内容を決定し実施していくことが求められている。

- ・ また、社会の成熟化に伴う自己実現意欲の高まりなどから住民の自治意識も高まりをみせており、地方分権による自治権拡充の成果を生かし、地域住民自らの参加と協働による住民自治の拡充が求められているなど、住民がその自覚と責任に基づき、積極的に地域の自治を担うことにより、自立した地域社会を形成する必要がある。
- ・ そのため、合併により、行政組織の集約化と専門化を図るなど自治能力の向上に努める一方、地域に密着した行政運営を行うため、住民自治の拡充を図り、地域の住民ニーズを直接反映した地域づくりを推進する。

### （３）少子・高齢化と人口減少への対応

- ・ 全国では、平成 18 年をピークに人口が減少するとともに、高齢化が進み、平成 26 年には 4 人に 1 人が 65 歳以上になると予想されている。
- ・ 本地域においても、このような潮流は例外ではなく、今後、人口減少過程に入るとともに、高齢化が進展することが予想されている。
- ・ そのため、長期に渡る景気の低迷等による国・地方の財政の悪化とあわせ、生産年齢人口の減少による税収入等の減少が予想されており、今後も厳しい財政状況が続くものと考えられる。
- ・ このような中、高齢化等に伴う扶助費の増加の一方で、生活様式や価値観の多様化、社会状況の変化に伴い行政ニーズも高度化・複雑化しており、福祉サービス等の行政サービス水準の維持・向上が困難な状況を迎えることなど、単独の自治体による運営の限界が予測されている。
- ・ こうしたことから、合併により歳入の一定水準を確保し、財政基盤の強化・確立を図る必要があることから、これまで各自自治体がそれぞれに自己完結型の基盤整備を目指したことによる重複投資を解消し広域的なまちづくりを進める。

### （４）地域の経済・産業の振興

- ・ 本地域はこれまで、恵まれた立地条件のもと、農業・商業・工業のバランスのとれた北関東地域における拠点として、着実な発展を続けてきた。
- ・ しかし、バブル経済崩壊後の景気低迷が続く近年では、中心部の空洞化や大型店舗の相次ぐ撤退、工業団地等からの企業の撤退も生じてきている。
- ・ そのため、広域的・一体的な産業基盤の整備や支援機能の強化などによって、既存事業者の経営基盤の強化や新規事業の創出を促進するとともに、地域の特色を生かした首都圏農業の確立や観光の振興に努め、地域経済・産業の発展を推進していく。
- ・ さらに、各地域の恵まれた既存資源の活用と連携を図り、より多様性に富んだ北関東最大の都市として発展を目指していく。

### 3 新市建設の基本姿勢

新市建設の取組みにおいては、次の4つの基本事項を踏まえて、地域の独自性を十分に尊重しつつ、一体性の確立と地域の特色を生かした新たなまちづくりを進める。

#### (1) 地域特性を踏まえた新たなまちづくりの推進

##### ①個性と魅力を発揮できる地域づくりの推進

- ・ 新市の速やかな一体性の確立を図りつつ、個性と魅力を生かした地域づくりを推進することにより、新市全体としてより多様性に富んだ魅力あるまちづくりを行う。

##### ②住民に身近な行政サービスの展開

- ・ 地域課題の解決に必要な行政サービスが迅速かつ的確に提供されるよう、都市内分権による地域行政機能の拡充・強化を図るとともに、住民に身近な行政サービスを身近な場所から提供する。

#### (2) 地域に根ざした自治の拡充

##### ①地域住民の参加と協働の推進

- ・ 市民が愛着と誇りを持てる地域を創り上げるため、情報の積極的な提供や市民参画を促進するとともに、地域コミュニティ組織やNPO等の団体、事業者などの多様な活動主体による協働を基本としたまちづくりを進める。

##### ②地域自治制度の構築・導入による住民自治の拡充

- ・ 市民が地域づくりの担い手としての役割を果たし、地域に身近な課題を地域の意思決定に基づき解決できるよう、コミュニティ活動の支援や活動環境の整備などに努めるとともに地域自治制度を構築・導入し、住民自治の拡充に努める。

#### (3) 新たな時代を見据えた行財政改革の推進

##### ①合理的かつ効率的な公共施設の統合・整備と適正配置

- ・ 住民生活に急激な変化を及ぼさないよう、また、各地域の特性やバランスに十分配慮し、全市的な視点からの合理的かつ効率的な公共施設の統合・整備と適正配置を行う。

##### ②重点的かつ効果的な公共投資の推進

- ・ これまで各地域が個別に取り組んできた社会資本整備について、新市全域の視点から都市施設等が果たすべき機能を分析のうえ、それぞれの地域において住民生活を支える施設となるよう、重点的かつ効果的な公共投資を行う。

##### ③効率的で健全な財政運営の確保

- ・ 住民ニーズを踏まえつつ、将来人口や財政見通しなどの指標を勘案しながら、スケールメリットによる行政サービス水準の維持・向上や、社会資本整備の効率化に努め、最少の経費で最大の市民満足が得られるよう効果的な施策を展開し、将来に渡っての適正かつ健全な財政運営を確保する。



#### （４）自治体能力の向上と地方分権の推進

- ・ 基礎自治体である市は、住民サービスの向上の観点から地域の課題を総合的・包括的に解決する必要があることから、職員の専門性が高められるなどの規模拡大のメリットを生かして、政策課題に対応した行政組織の再編や職員の重点配置を行うとともに職員の政策形成能力の強化を図り、多様化・高度化する行政ニーズの対応に向けて自治体能力の向上に努める。
- ・ また、自治体規模・能力にふさわしい権限や財源などを担えるよう、政令指定都市制度などの研究・検討を行うなど、自立した自治体を目指して地方分権の一層の推進に努める。

## Ⅱ 新市の概況

### 1 新市の現況

#### (1) 位置と地勢

##### ①位 置

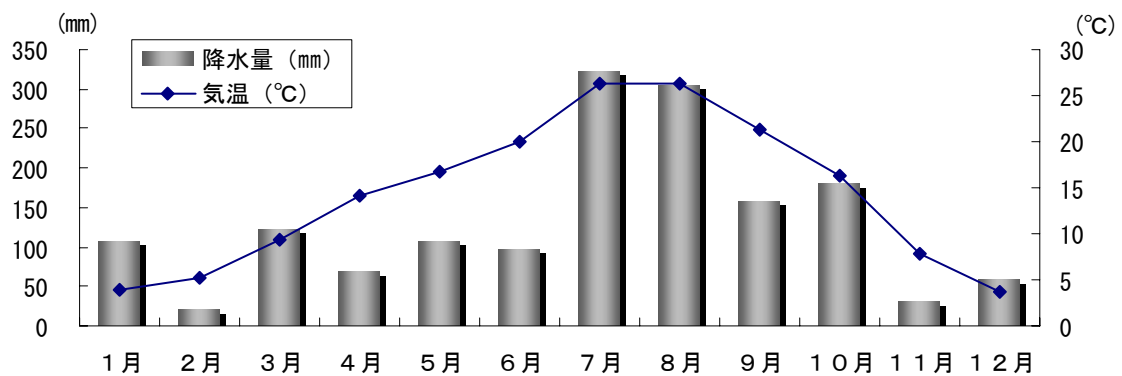
- ・ 新市は、栃木県のほぼ中央、東京から約 100 km の距離に位置し、面積は 471.36 k m<sup>2</sup> で、県土の約 7.4% を占めている。
- ・ 南北には東北新幹線、東北自動車道が、東西には北関東自動車道などが走り、東京圏から東北・北海道方面に向かう国土の新たな発展軸（北東国土軸）と、太平洋から関東内陸部や、日本海に向かう首都圏大環状連携軸が交差する北関東の中核拠点となっている。

##### ②地 勢

- ・ 広大な沃野を有する関東平野のほぼ北端で、北部には丘陵地帯が連なり、北面に遠く日光連山を望み市域の北部から東部にかけて、鬼怒川が貫流している。
- ・ 豊かな清流を誇る鬼怒川は、その源を栗山村の奥鬼怒に発し、地域一帯を潤し、各河川を合流しながら利根川に合流し、太平洋に注いでいる。
- ・ 鬼怒川を始めとした、市域の平野部を流れる五行川、西鬼怒川、江川、田川、山田川、姿川等は、農業地帯の灌漑用水や市街地及び集落の貴重な水辺空間として、重要な役割を果たしている。

##### ③気 候

- ・ 年間平均気温は 14.3℃ である。年間総降水量は 1,571mm である。
- ・ 夏冬の寒暖の差が顕著であり、降水量は夏に多く、冬に少ない。



出典：宇都宮地方気象台「平成14年栃木県気象年報」

#### (2) 歴史的特性

- ・ 宇都宮市、上三川町、上河内町及び河内町の1市3町は、栃木県のほぼ中央に位置しており、地理的・歴史的にもつながりが深く、鬼怒川、山田川、田川の各流域を中心に交流を深めてきた。
- ・ 中世に宇都宮を中心に勢力を伸ばし、鎌倉幕府の有力御家人に成長した宇都宮氏と、その庶流によって、現在の上三川町に上三川城、多功城が、上河内町に中里城が築城された。
- ・ これらの地域一帯は、古くから「一の宮」と称され、宇都宮藩知事の統治を経て、明治4年の廃藩置県により宇都宮県を構成してきた。

### (3) 人口・世帯数

#### ①総人口・世帯数

- ・ 新市の人口は、約 52 万 5 千人であり、県全体の 26.1%を占めている。
- ・ 新市の世帯数は 201,214 世帯であり、県全体の 28.9%を占める。
- ・ 一世帯当たりの人口を地域別に見ると、最も少ないのは宇都宮地域で 2.53 人、最も多いのは上河内地域で 3.63 人と、1.1 人の開きがある。

平成15年10月1日現在（単位：人、世帯）

|            |         | 人 口       |         |           | 世帯数     | 一世帯当りの人口 |
|------------|---------|-----------|---------|-----------|---------|----------|
|            |         | 総 数       | 男       | 女         |         |          |
| 新 市 （合計）   |         | 525,150   | 262,768 | 262,382   | 201,214 | 2.61     |
| 内 訳        | 宇都宮地域   | 449,664   | 224,808 | 224,856   | 177,578 | 2.53     |
|            | 上三川地域   | 30,770    | 15,816  | 14,954    | 9,621   | 3.20     |
|            | 上河内地域   | 9,437     | 4,610   | 4,827     | 2,599   | 3.63     |
|            | 河 内 地 域 | 35,279    | 17,534  | 17,745    | 11,416  | 3.09     |
| 栃木県全体      |         | 2,011,691 | 998,758 | 1,012,933 | 696,315 | 2.89     |
| 新市が県に占める割合 |         | 26.1%     | 26.3%   | 25.9%     | 28.9%   |          |

出典：栃木県企画部統計課「栃木県毎月人口調査報告書」

#### ②年齢3区分別人口

- ・ 新市の人口構成比は、年少人口が 14.9%，生産年齢人口が 69.1%，老年人口が 15.9%となっており、県全体と比較すると高齢化は低い状態である。
- ・ これを新市の地域別で見ると、宇都宮地域及び上河内地域で年少人口が 14%台となっており、少子化が進んでいる。また、老年人口は上三川地域及び河内地域が 14%台であるのに対し、上河内地域は 20.8%で超高齢社会となっており、新市の各地域における少子高齢化の状況には差がある。

平成15年10月1日現在（単位：人）

|            |         | 年少人口<br>0～14歳 |       | 生産年齢人口<br>15～64歳 |       | 老年人口<br>65歳以上 |       | 合 計       |
|------------|---------|---------------|-------|------------------|-------|---------------|-------|-----------|
| 新 市 （合計）   |         | 78,469        | 14.9% | 363,132          | 69.1% | 83,549        | 15.9% | 525,150   |
| 内 訳        | 宇都宮地域   | 66,274        | 14.7% | 311,359          | 69.2% | 72,031        | 16.0% | 449,664   |
|            | 上三川地域   | 5,369         | 17.4% | 20,943           | 68.1% | 4,458         | 14.5% | 30,770    |
|            | 上河内地域   | 1,373         | 14.5% | 6,097            | 64.6% | 1,967         | 20.8% | 9,437     |
|            | 河 内 地 域 | 5,453         | 15.5% | 24,733           | 70.1% | 5,093         | 14.4% | 35,279    |
| 栃木県全体      |         | 293,269       | 14.6% | 1,344,597        | 66.8% | 373,825       | 18.6% | 2,011,691 |
| 新市が県に占める割合 |         | 26.8%         |       | 27.0%            |       | 22.3%         |       | 26.1%     |

出典：栃木県企画部統計課「栃木県毎月人口調査報告書」  
をもとに宇都宮地域合併協議会にて作成

#### ③外国人登録人口

- ・ 新市における外国人登録人口は、約 8,100 人であり、県全体の 26.4%を占める。
- ・ 国籍別の外国人登録人口は、1 位が中国（2,487 人）、2 位が韓国又は朝鮮（1,369 人）、3 位ブラジル（1,260 人）と続き、これらで全体の約 63%を占めている。

（平成14年12月末現在）

#### (4) 面 積

- ・ 新市の総面積は 471.36 k m<sup>2</sup>であり、約 52%を田・畑・宅地で占める。これらの地目は、県全域の地目別割合と比しても高い。
- ・ 上河内地域では、山林が総面積の約4分の1を占め、緑豊かな自然が残された地域といえる。

平成14年1月1日現在（単位：k m<sup>2</sup>）

| 地目別面積      | 総面積     | 田      | 畑      | 宅地     | 池沼    | 山林      | 牧場    | 原野    | 雑種地    | その他     |
|------------|---------|--------|--------|--------|-------|---------|-------|-------|--------|---------|
| 新 市（合計）    | 471.36  | 121.06 | 45.39  | 79.38  | 0.33  | 71.30   | 0.35  | 5.30  | 25.04  | 123.21  |
| 内 訳        | 宇都宮地域   | 312.16 | 62.28  | 34.75  | 60.53 | 0.23    | 48.92 | 0.35  | 4.33   | 84.34   |
|            | 上三川地域   | 54.52  | 21.26  | 6.35   | 10.14 | 0.06    | 2.34  | 0.00  | 0.09   | 12.72   |
|            | 上河内地域   | 56.96  | 18.19  | 1.79   | 2.71  | 0.01    | 13.57 | 0.00  | 0.60   | 16.86   |
|            | 河 内 地 域 | 47.72  | 19.33  | 2.50   | 6.00  | 0.03    | 6.47  | 0.00  | 0.28   | 9.29    |
| 栃木県全体      | 6408.28 | 994.78 | 405.10 | 428.41 | 8.17  | 1514.96 | 18.85 | 71.84 | 271.25 | 2694.92 |
| 新 市 内 訳    | 100.00% | 25.68% | 9.63%  | 16.84% | 0.07% | 15.13%  | 0.07% | 1.12% | 5.31%  | 26.14%  |
| 栃木県内訳      | 100.00% | 15.52% | 6.32%  | 6.69%  | 0.13% | 23.64%  | 0.29% | 1.12% | 4.23%  | 42.05%  |
| 新市が県に占める割合 | 7.4%    | 12.2%  | 11.2%  | 18.5%  | 4.0%  | 4.7%    | 1.9%  | 7.4%  | 9.2%   | 4.6%    |

出典：栃木県地方自治研究会「栃木県市町村要覧(平成15年度版)」

#### (5) 経 済

##### ①産業別事業所数

- ・ 新市の事業所数の総数は、24,728 事業所であり、県全体の 24.6%を占める。
- ・ 県の産業別事業所数に占める新市の割合は、「金融・保険業」が、35.0%と最も高く、次いで「サービス業」が 27.9%であり、これらは新市に集中している。
- ・ 新市の産業別事業所数を見ると、「卸売・小売業・飲食店」が 11,018 事業所と最も多く、44.6%を占めている。

平成13年10月1日現在（単位：所）

|            | 総数      | 農林<br>漁業 | 鉱業    | 建設業    | 製造業    | 電気・ガス・<br>熱供給・<br>水道業 | 運輸・<br>通信業 | 卸売・<br>小売業・<br>飲食店 | 金融・<br>保険業 | 不動産業  | サービス業  |
|------------|---------|----------|-------|--------|--------|-----------------------|------------|--------------------|------------|-------|--------|
| 新 市（合計）    | 24,728  | 51       | 19    | 2,579  | 1,632  | 7                     | 548        | 11,018             | 476        | 951   | 7,447  |
| 栃木県全体      | 100,562 | 427      | 123   | 12,077 | 13,082 | 38                    | 2,425      | 40,637             | 1,359      | 3,733 | 26,661 |
| 新市が県に占める割合 | 24.6%   | 11.9%    | 15.4% | 21.4%  | 12.5%  | 18.4%                 | 22.6%      | 27.1%              | 35.0%      | 25.5% | 27.9%  |

出典：「平成13年事業所・企業統計調査」

##### ②産業別従事者数（民営）

- ・ 新市の従事者数の総数は 252,039 人であり、県全体の 28.8%を占める。
- ・ 県の産業別従事者数に占める新市の割合を見ると、「金融・保険業」が 46.5%と最も高く、次いで「電気・ガス・熱供給・水道業」が 35.8%である。
- ・ 新市の産業別従事者数を見ると、「卸売・小売業・飲食店」が 81,761 人と最も多く、総数の 32.4%を占めている。

平成13年10月1日現在（単位：人）

|            | 総数      | 農林<br>漁業 | 鉱業    | 建設業    | 製造業     | 電気・ガス・<br>熱供給・<br>水道業 | 運輸・<br>通信業 | 卸売・<br>小売業・<br>飲食店 | 金融・<br>保険業 | 不動産業  | サービス業   |
|------------|---------|----------|-------|--------|---------|-----------------------|------------|--------------------|------------|-------|---------|
| 新 市（合計）    | 252,039 | 526      | 135   | 22,759 | 52,218  | 902                   | 13,585     | 81,761             | 9,205      | 3,022 | 67,926  |
| 栃木県全体      | 874,088 | 4,101    | 1,416 | 78,789 | 250,508 | 2,519                 | 42,625     | 244,304            | 19,806     | 9,079 | 220,941 |
| 新市内訳       | 100.00% | 0.21%    | 0.05% | 9.03%  | 20.72%  | 0.36%                 | 5.39%      | 32.44%             | 3.65%      | 1.20% | 26.95%  |
| 新市が県に占める割合 | 28.8%   | 12.8%    | 9.5%  | 28.9%  | 20.8%   | 35.8%                 | 31.9%      | 33.5%              | 46.5%      | 33.3% | 30.7%   |

出典：「平成13年事業所・企業統計調査」

### ③製造品出荷額等（従業者４人以上の事業所）

- ・ 新市の「製造品出荷額等」は２兆円を超えており、県に占める新市の割合を見ると、「事業所数」の１２．５％、「従事者数」の２０．１％に対して、２７．７％と県全体の４分の１以上を占めている。

平成１４年１２月３１日現在

|            | 事業所数(所) | 従業者数(人) | 製造品出荷額等(万円) |
|------------|---------|---------|-------------|
| 新 市（合計）    | 756     | 40,935  | 211,853,239 |
| 栃木県全体      | 6,029   | 203,840 | 765,747,596 |
| 新市が県に占める割合 | 12.5%   | 20.1%   | 27.7%       |

出典：「平成１４年工業統計調査」

### ④年間商品販売額

- ・ 新市の「年間商品販売額」総額は約２兆八千億円となっており、県に占める新市の割合を見ると、「商店数」総数の２５．５％、「従事者数」総数の３２．５％に対して、５０．２％と県全体の２分の１以上を占めている。

平成１４年６月１日現在

|            | 商店数（店） |       |        | 従業員数（人） |        |         | 年間商品販売額（万円） |             |             |
|------------|--------|-------|--------|---------|--------|---------|-------------|-------------|-------------|
|            | 総数     | 卸売業   | 小売業    | 総数      | 卸売業    | 小売業     | 総数          | 卸売業         | 小売業         |
| 新 市（合計）    | 6,867  | 2,044 | 4,823  | 55,617  | 21,649 | 33,968  | 283,491,225 | 218,346,233 | 65,144,992  |
| 栃木県全体      | 26,936 | 5,606 | 21,330 | 171,067 | 47,152 | 123,915 | 564,646,041 | 356,165,238 | 208,480,803 |
| 新市が県に占める割合 | 25.5%  | 36.5% | 22.6%  | 32.5%   | 45.9%  | 27.4%   | 50.2%       | 61.3%       | 31.2%       |

出典：「平成１４年商業統計調査速報」

### ⑤農業粗生産額

- ・ 新市の農業粗生産額の総額は、２７９億１千万円であり、県全体の１０．２％を占める。
- ・ 新市の農業粗生産額の内訳を見ると、「米」は４３．０％と県の内訳より高い割合となっているのに対して、「畜産」の割合は９．９％と低い。
- ・ 地域の特徴としては、上三川地域のみが農業粗生産額に占める「野菜」の割合が２分の１以上を占めている。

平成１２年１２月末現在

| 農業粗生産額(千万円) |       | 総 額    | 米     | 野 菜   | 畜 産   | その他   |
|-------------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 新 市（合計）     |       | 2,791  | 1,200 | 793   | 275   | 523   |
| 内 訳         | 宇都宮地域 | 1,592  | 659   | 370   | 161   | 402   |
|             | 上三川地域 | 624    | 180   | 334   | 73    | 37    |
|             | 上河内地域 | 277    | 181   | 53    | 15    | 28    |
|             | 河内地域  | 298    | 180   | 36    | 26    | 56    |
| 栃木県全体       |       | 27,464 | 9,484 | 6,499 | 8,074 | 3,407 |
| 新 市 内 訳     |       | 100.0% | 43.0% | 28.4% | 9.9%  | 18.7% |
| 栃木県内訳       |       | 100.0% | 34.5% | 23.7% | 29.4% | 12.4% |
| 新市が県に占める割合  |       | 10.2%  | 12.7% | 12.2% | 3.4%  | 15.4% |

出典：農林水産省「平成１２年生産農業所得統計」

## (6) その他の指標

### ①大学の在学者数

- ・ 新市における4年制大学の在学者数は、総数で9,223人となっており、県全体の41.4%を占め、短期大学についての総数は1,261人で、33.7%を占めている。  
大学数7校、在学者数総数10,484人（4年制大学と短期大学の合計）を抱える状況は、県全体に占める新市の総人口の割合と比べると高い水準にある。

平成14年5月1日現在

|            | 4年制大学  |         |        |       | 短期大学   |         |       |       |
|------------|--------|---------|--------|-------|--------|---------|-------|-------|
|            | 学校数(校) | 在学者数(人) |        |       | 学校数(校) | 在学者数(人) |       |       |
|            |        | 総数      | 男性     | 女性    |        | 総数      | 男性    | 女性    |
| 新市         | 4      | 9,223   | 6,678  | 2,545 | 3      | 1,261   | 111   | 850   |
| 栃木県全体      | 9      | 22,269  | 15,370 | 6,889 | 8      | 3,738   | 293   | 3,445 |
| 新市が県に占める割合 | 44.4%  | 41.4%   | 43.4%  | 36.9% | 37.5%  | 33.7%   | 37.9% | 24.7% |

出典：栃木県全体／栃木県「平成14年学校基本調査報告書」

### ②図書館等蔵書数

平成14年度末現在

- ・ 新市の図書館等における総蔵書数は約144万冊であり、1人あたり2.8冊となっている。
- ・ 上河内地域は、1人当たりの蔵書数が6.9冊と最も充実している。

|         | 蔵書総数      | 1人当たり蔵書数 |
|---------|-----------|----------|
| 新市(合計)  | 1,444,112 | 2.8冊     |
| 内 宇都宮地域 | 1,121,346 | 2.5冊     |
| 上三川地域   | 101,292   | 3.3冊     |
| 上河内地域   | 67,092    | 6.9冊     |
| 河内地域    | 154,382   | 4.4冊     |

出典：宇都宮地域合併協議会調べ

### ③水道普及率（広義※）

- ・ 新市の水道普及率（広義）は96.3%となっている。
- ・ 各地域の水道普及率（広義）を見てみると、最も整備が進んでいるのは宇都宮地域で、98.3%となっている。

平成13年度末現在

|         | 総人口(人)<br>【A】 | 給水人口(人)   |         |        |           | 普及率(%)<br>【B】/【A】 |
|---------|---------------|-----------|---------|--------|-----------|-------------------|
|         |               | 上水道       | 簡易水道    | 専用水道   | 合計【B】     |                   |
| 新市(合計)  | 515,686       | 483,620   | 9,956   | 3,029  | 496,605   | 96.3              |
| 内 宇都宮地域 | 441,645       | 432,215   | 0       | 2,034  | 434,249   | 98.3              |
| 上三川地域   | 29,698        | 19,569    | 1,770   | 0      | 21,339    | 71.9              |
| 上河内地域   | 9,755         | 0         | 8,186   | 995    | 9,181     | 94.1              |
| 河内地域    | 34,588        | 31,836    | 0       | 0      | 31,836    | 92.0              |
| 栃木県全体   | 2,003,283     | 1,718,484 | 105,442 | 17,966 | 1,841,892 | 91.9              |

出典：栃木県環境衛生課「平成13年度末現在 水道普及状況」

※市町総人口に対する供用人口（上水道、簡易水道、専用水道の使用可能な人口の合計）の割合

### ④下水道普及率（広義※）

- ・ 新市の下水道普及率（広義）は82.3%となっている。
- ・ 各地域の下水道普及率（広義）を見てみると、地域によって様々であり、最も整備が進んでいるのは宇都宮地域で、88.6%となっている。

「平成14年度末現在 宇都宮地域合併協議会調べ」

|         | 行政人口<br>(人)【A】 | 下水処理人口(人) |        |          |         |         | 普及率(%)<br>【B】/【A】 |
|---------|----------------|-----------|--------|----------|---------|---------|-------------------|
|         |                | 公共下水道     | 農業集落排水 | 地域下水処理施設 | 合併処理浄化槽 | 合計【B】   |                   |
| 新市(合計)  | 521,167        | 390,904   | 12,458 | 14,939   | 10,857  | 429,158 | 82.3              |
| 内 宇都宮地域 | 445,780        | 368,720   | 8,341  | 14,939   | 3,179   | 395,179 | 88.6              |
| 上三川地域   | 30,471         | 13,359    | 1,717  | 0        | 806     | 15,882  | 52.1              |
| 上河内地域   | 9,767          | 0         | 0      | 0        | 2,343   | 2,343   | 24.0              |
| 河内地域    | 35,149         | 8,825     | 2,400  | 0        | 4,529   | 15,754  | 44.8              |

※市町総人口に対する供用人口（公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽及び地域下水処理施設の使用可能な人口の合計）の割合

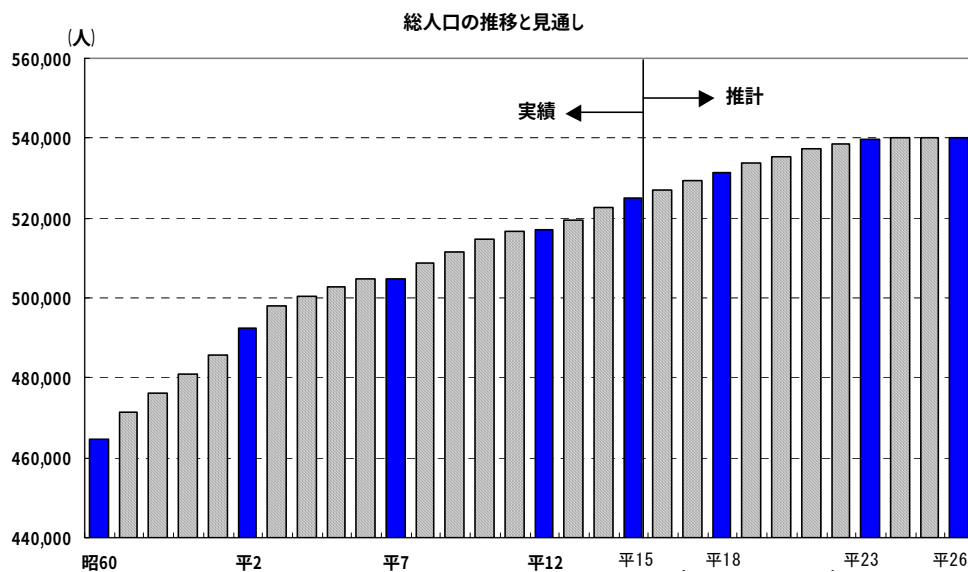
## 2 新市の社会経済の見通し

新市建設の基本となる指標として、平成 15 年（2003 年）を基準年に、平成 26 年（2014 年）までの人口や経済の見通しを明らかにする。

### （１）人口の見通し

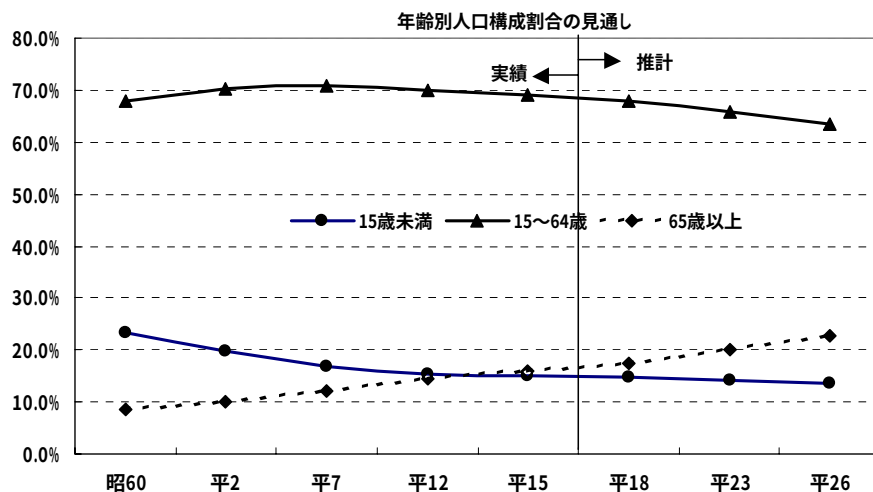
#### ①総人口

- ・ 新市の総人口は、平成 26 年（2014 年）に約 54 万人でピークに達した後、緩やかな人口減少過程に入るものと見込まれる。
- ・ 地域の人口を見ると、上三川・河内地域では、宇都宮地域からの人口流入などを要因に、10%前後の人口増加が予測される。また、上河内地域も微増となるが、宇都宮地域では、平成 23 年（2011 年）から減少に転じ、平成 26 年の人口は現時点より 1.6%程度の増加に止まるものと見込まれる。



#### ②年齢構造

- ・ 新市の年齢構造を見ると、生存率の向上などによりさらに高齢化が進み、平成 26 年（2014 年）の高齢人口（65 歳以上）は約 12 万 3 千人で、その構成比は 22.7%に達し、市民の 5 人に 1 人以上が高齢者となる超高齢社会の到来が想定される。
- ・ 一方、出生率の低下により、年少人口（15 歳未満）は、平成 26 年に約 7 万 4 千人（13.7%）となり、少子化が一段と進む上に、生産年齢人口（15～64 歳）も約 36 万 3 千人から約 34 万 3 千人（63.6%）に減少し、新市の活力の低下が懸念される。
- ・ 年齢 3 区分別人口の割合を地域別に見ると、いずれも、少子・高齢化が進む傾向にある中、高齢人口の割合において上三川地域が 17.8%と最も低くなっており、その進行には地域性が見られるものの、他の地域では 20%を越えることが予測され、高齢社会への対応は新市の主要課題になると想定される。

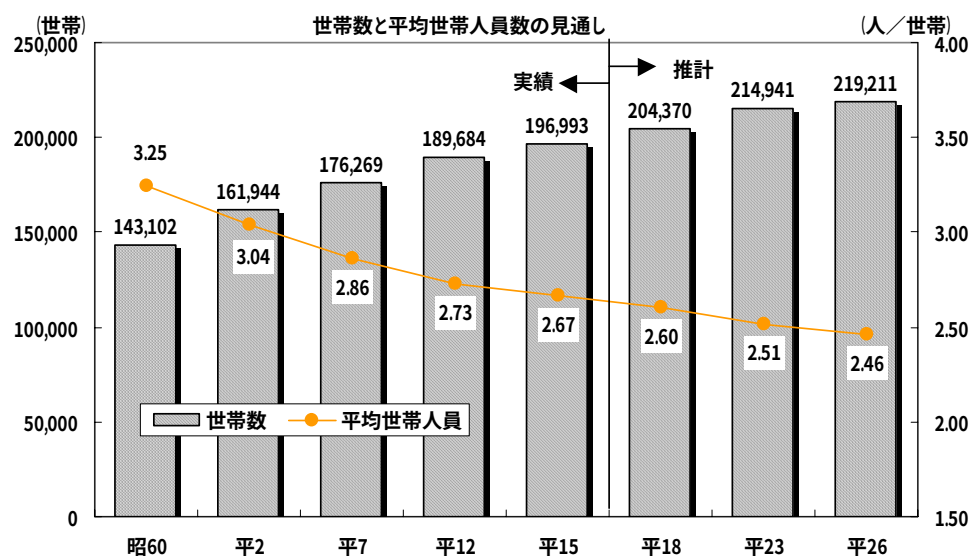


◆年齢3区分別人口構成比の推移

|             |        | 1985<br>昭60 | 1990<br>平2 | 1995<br>平7 | 2000<br>平12 | 2003<br>平15 | 2006<br>平18 | 2011<br>平23 | 2014<br>平26 |
|-------------|--------|-------------|------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 構<br>成<br>比 | 15歳未満  | 23.4%       | 19.7%      | 16.9%      | 15.4%       | 14.9%       | 14.7%       | 14.1%       | 13.7%       |
|             | 15～64歳 | 68.0%       | 70.3%      | 70.9%      | 70.1%       | 69.1%       | 67.9%       | 65.8%       | 63.6%       |
|             | 65歳以上  | 8.6%        | 10.1%      | 12.1%      | 14.5%       | 15.9%       | 17.5%       | 20.1%       | 22.7%       |

### ③世帯数

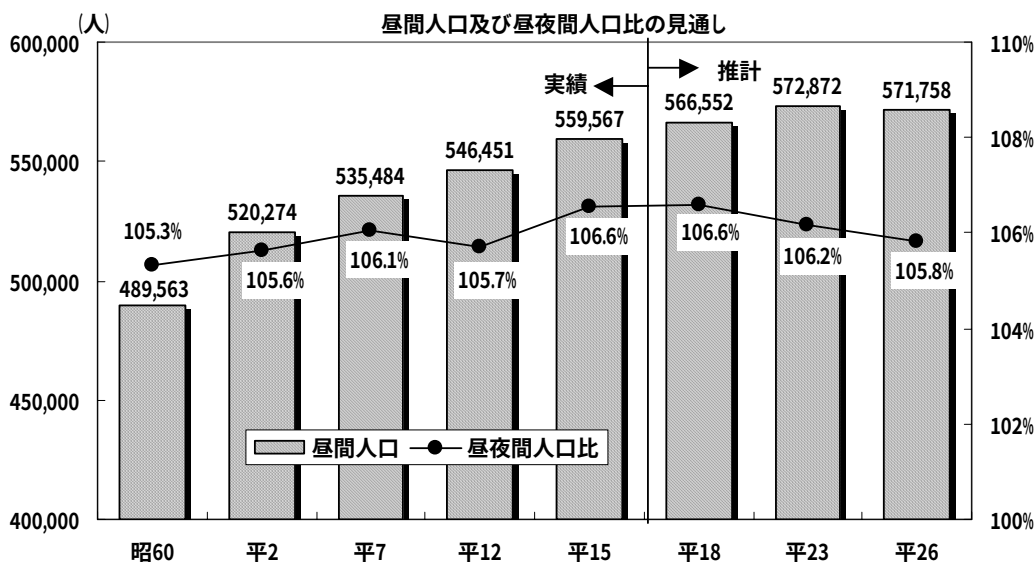
- ・ 単独世帯や核家族世帯の増加が見込まれることから、世帯数は、平成26年（2014年）には約21万9千世帯にまで増加するものと見込まれ、地域ごとの増加率（平成15年と26年の比較）を見ると、河内地域が約1.22倍と最も高くなると予測される。
- ・ また、1世帯当りの世帯人員は、平成26年には2.46人に低下することが見込まれる。中でも、宇都宮地域では同年に2.39人となり、最も核家族化が進むと想定される。





#### ④交流人口（昼間人口）

- ・ 交流人口は、平成 23 年（2011 年）に約 57 万 2,870 人に達した後、平成 26 年（2014 年）には約 57 万 1,750 人、昼夜間人口比率で 105.8%になるものと見込まれる。
- ・ 新市が、引き続き、人・もの・情報が集まり活発に交流する都市であり続けるためには、昼間人口の維持・増加につながる、高次で魅力ある都市機能の集積や活力あるまちづくりなどが求められる。



## （２）経済の見通し

### ①経済規模

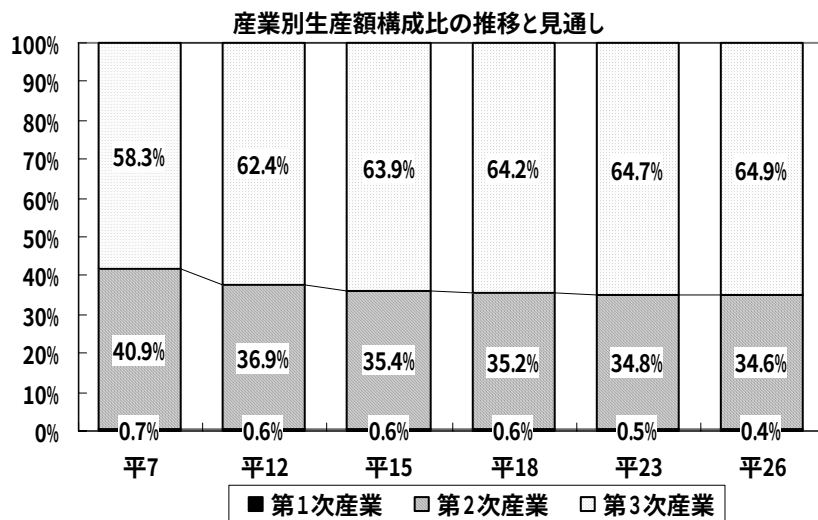
#### 【 市内総生産 】

- ・ 新市の市内総生産額は、平成 26 年（2014 年）には約 3 兆 492 億円の経済規模となり、その期間の増加率は、年平均 1.28%程度で推移するものと見込まれる。
- ・ 産業別の構成比は、第 3 次産業が、平成 23 年（2011 年）に 64.7%，平成 26 年に 64.9%へと増加する一方で、第 2 次産業及び第 1 次産業の比率は低下していくものと見込まれる。
- ・ また、地域別の産業別構成比を見ると、宇都宮・河内地域は第 3 次産業の比率が高く、上三川・上河内地域は、第 2 次産業の比率が高い。

#### ◆市内総生産額の推移

単位：億円，平成12年価格

|       | 1995<br>平7 | 2000<br>平12 | 2003<br>平15 | 2006<br>平18 | 2011<br>平23 | 2014<br>平26 |
|-------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 総 額   | 23,988     | 25,524      | 25,710      | 26,649      | 29,139      | 30,492      |
| 宇都宮地区 | 21,386     | 22,508      | 22,615      | 23,424      | 25,650      | 26,884      |
| 上三川地区 | 1,690      | 1,981       | 1,989       | 2,043       | 2,160       | 2,205       |
| 上河内地域 | 328        | 339         | 368         | 391         | 428         | 446         |
| 河内地域  | 584        | 695         | 738         | 791         | 899         | 957         |



## ②就業人口の見通し

- ・ 新市の就業者数は、約 29 万 4 千人でピークに達した後、平成 26 年（2014 年）には約 29 万人に減少していくものと見込まれる。
- ・ 産業別構成比を見ると、平成 26 年には、第 1 次産業が 2.4%（約 7 千人）、第 2 次産業が 27.7%（約 8 万人）、第 3 次産業が 69.9%（約 20 万 2 千人）となると見込まれ、第 1 次・2 次産業の割合が低下する一方で、第 3 次産業の割合が高まることが想定される。

### ◆就業者数の推移

単位:人

|       | 1985<br>昭60 | 1990<br>平2 | 1995<br>平7 | 2000<br>平12 | 2003<br>平15 | 2006<br>平18 | 2011<br>平23 | 2014<br>平26 |
|-------|-------------|------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 総 数   | 248,910     | 274,043    | 287,696    | 287,820     | 292,432     | 294,588     | 293,047     | 289,775     |
| 宇都宮地区 | 219,464     | 242,577    | 256,772    | 256,783     | 261,290     | 263,698     | 263,078     | 260,721     |
| 上三川地区 | 17,744      | 18,706     | 16,985     | 16,413      | 16,482      | 16,226      | 15,490      | 14,871      |
| 上河内地区 | 3,542       | 3,659      | 3,983      | 3,857       | 3,889       | 3,830       | 3,684       | 3,554       |
| 河内地区  | 8,160       | 9,101      | 9,956      | 10,767      | 10,770      | 10,834      | 10,795      | 10,629      |

### ◆産業別就業者構成比の推移

単位:人

|           | 1985<br>昭60 | 1990<br>平2 | 1995<br>平7 | 2000<br>平12 | 2003<br>平15 | 2006<br>平18 | 2011<br>平23 | 2014<br>平26 |
|-----------|-------------|------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 構成比 第1次産業 | 7.0%        | 5.2%       | 4.2%       | 3.5%        | 3.2%        | 2.9%        | 2.6%        | 2.4%        |
| 第2次産業     | 33.1%       | 33.7%      | 31.2%      | 29.7%       | 29.2%       | 28.7%       | 28.1%       | 27.7%       |
| 第3次産業     | 59.9%       | 61.2%      | 64.6%      | 66.8%       | 67.6%       | 68.3%       | 69.4%       | 69.9%       |

### 3 まちづくりの資源と主要課題

#### (1) 新市の地域特性及び資源

##### ①地理的条件・自然環境

- ・ 新市は首都東京から約 100 k m, 栃木県のほぼ中央部にあり, 北関東の中核拠点都市及び県都として高次の都市機能を担う上で恵まれた位置にある。
- ・ 南北に流れる鬼怒川, 姿川, 田川, 江川, 山田川, 御用川, 西鬼怒川などの河川は, 周囲の平地林, 水田, 畑地等と田園的な環境を形成するとともに, 市民の憩い・やすらぎの場として活用されている。
- ・ 北部の羽黒山から北西部にかけて大谷, 古賀志の丘陵が起伏し, 良好な眺望や自然景観に恵まれている。また, 丘陵地帯の南端となる戸祭山, 八幡山の連丘が市中心部に接しており, 都心部においても豊かな緑が確保されている。

##### ②地域の資源

- ・ 新市の中心市街地においては, 県都として商業・業務機能や都市的サービス機能など市民生活の利便性向上に資する高次の都市機能が集積している。また, 多様な交通の結節点である J R 宇都宮駅を中心として, 人・もの・情報が広域的に交流する重要な広域都市圏の拠点となっている。
- ・ 上三川地域, 上河内地域及び河内地域の中心部には, 業務機能等の都市機能が集積しており, それぞれ地域の拠点となっている。
- ・ 自然景観や祭・伝統芸能などの歴史的・文化的な資源が豊富である。河内地区では, 全国的にも貴重になったホトケドジョウなどの魚類やミズニラなどの植物がいまだに豊富に残っている。温泉が湧出する宇都宮, 上河内の各地域においては, それぞれ陸の松島と称される大谷地区の景観, 300 年の歴史を持つ「梵天まつり」が行われる羽黒山, 親水公園や自然森などを活用した観光・レジャーの拠点が形成されている。また, 上三川地域では国の史跡指定を受けた「上神主・茂原遺蹟」や 200 年の歴史を持つ「子ども相撲」など, 歴史的・文化的な資源が残されている。
- ・ 新市の産業集積は, 農業, 工業, 商業ともに高次元でバランスがとれた構成となっている。農業では, 鬼怒川を中心に関東平野を代表する穀倉地帯が広がり, 宇都宮, 上三川, 上河内地域ではイチゴ, ナシ, トマトなどの野菜果樹の生産が盛んである。工業では内陸最大級の清原工業団地をはじめわが国有数の自動車生産拠点などを有する宇都宮, 上三川地域がある。宇都宮テクノポリスセンター地区には, 栃木県産業技術センターと産業交流支援センターが一体となった産業支援中核施設「とちぎ産業創造プラザ」が立地しており, 産業支援機関が集積している。商業では約 100 万人の商圏人口を抱える宇都宮地域がある。

- ・ 新市の宇都宮地域には4年制大学4校、短期大学3校が立地しており、総学生数は約10,000人に達するなど、高い高等教育機関の集積がある。
- ・ 北関東の中核拠点である新市は、南北を縦貫する東北新幹線、JR 宇都宮線、東北自動車道、新4号国道をはじめ、新市南部を横断する北関東自動車道などの国土交通軸の結節点に位置し、首都圏における広域ネットワークの交通拠点としての機能を有している。

## (2) まちづくりの主要課題

新市の建設にあたっての主要な課題は次のとおりである。

### □ 個性と特性を生かした地域づくり

#### ①個性のある地域づくり

- ・ 新市において、各々の地域がそれぞれ育んできた歴史、文化、伝統や自然環境などの個性や地域資源を生かし、適切に機能分担を行いながら、地域の独自性を尊重し自立した個性のあるまちづくりを推進する必要がある。
- ・ 地域に根ざしたまちづくりを推進するため、コミュニティの維持・再生に十分配慮する必要がある。

#### ②特色ある教育環境の形成

- ・ 21世紀を担う子どもたちの健全な育成や、最新の知識・技能を身に付け新市の産業を担う将来の職業人を育成するため、地域資源や産業集積を生かした特色ある教育環境を形成する必要がある。

### □ 新市の一体性と地域間の連携の確立

#### ③総合的な交通体系の整備

- ・ 新市の一体性を確保し地域間の交流を促進するため、地域間を有機的に結ぶ幹線道路網の整備や交通弱者にもやさしい新交通システムの導入など、総合的な交通基盤の整備を図る必要がある。

#### ④情報ネットワーク等の形成

- ・ 地域間の一体性を確保し交流を促進する情報基盤として、公共施設間を結ぶ情報ネットワークを整備するとともに、宇都宮地域をはじめ上三川地域、上河内地域及び河内地域においても高速通信回線やCATV等の利用が可能となるよう整備・普及を促進する必要がある。

#### ⑤良好な生活環境の整備

- ・ 住民が安全で快適な日常生活を営むため、上下水道やごみ処理施設など生活に密着した社会資本整備については、各地域においてこれまで形成してきた基盤を生かしつつ、新市の中で適切な機能分担を図ることにより、良好な生活環境の整備に向けた取組みを進める必要がある。

#### ⑥保健・福祉サービス水準の維持・向上

- ・ 出生率の低下により少子化が一段と進む一方で、更なる高齢化の進行により超高齢社会の到来が予測されることから、安心して子どもを産み育てることができ、高齢者が元気で安心して住み続けられる社会環境を確保するため、合併によるスケールメリットを生かし、少子・高齢化に対応した専門的で多様な行政サービスを全市域において提供できるよう、保健・福祉サービス水準の維持・向上を図る必要がある。

### □ 新市の活力の維持・向上

#### ⑦新市の拠点性の向上

- ・ 新市は県都であるとともに県央地域における広域的な都市圏の中核都市としての主導的な役割が期待されており、今後とも持続的に発展・拡大していくためには、中心市街地の活性化及び都市拠点における広域交流機能の充実・強化を図るとともに、周辺地域の拠点における良好な住環境の形成など基礎的な機能の向上に取り組むことにより、それぞれの特性を生かした都市機能の集積を進めながら拠点性を高める必要がある。

#### ⑧経済・産業の振興

- ・ 農業・工業・商業ともに高次元でバランスの取れた産業集積を生かし、市全体の活力を向上させるため、生産性・収益性の高い首都圏農業の確立と安全で安心な食の安定供給に向けて地産地消の推進に努め、先端・高度技術産業や研究開発型企業をはじめとする企業集積と産業支援機関及び高等教育機関等との連携や情報技術の産業への活用により、新事業の創出や中小製造業の活性化を促進するとともに、商業・業務機能が集積している都心部の一層の機能強化を図る等により、経済・産業の振興を図る必要がある。

### Ⅲ まちづくりの目標と基本方針

#### 1 まちづくりの目標

新しい宇都宮が、自立した地域の連携のもと、快適な都市空間と潤いのある生活環境の中で市民が暮らし、将来においても活力を維持・向上し続けるため、

#### 「躍動する市民 魅力あふれる地域 あすの活力を育む都市 うつのみや」

※ 新市建設においては、「人（市民）」が主役であり、「地域」を建設の基本と位置づけ、北関東の中心都市として「魅力」にあふれるまちをめざす。新市は、市民・事業者・行政のパートナーシップにより、一体的で連携がとれた新しい自治体として、21世紀においても持続的発展が可能な活力を創り出すことが可能な都市である。

をまちづくりの将来像とし、その実現をめざす。

また、将来像を実現するにあたっては、社会経済の変化に対応し、まちづくりの諸課題の解決に向けて、新市建設における「地域」「都市」「活力」の創造を重要な分野と位置づけ、次のような取組みを進める。

##### ●個性と特性を生かした自立性の高い地域づくり

それぞれの地域固有の歴史、文化、景観などを大切にし、コミュニティを守り育て、互いに助け合い、教えあう、人間性豊かな地域を創造する

##### ●一体的で連携がとれた誰もが住みやすい都市づくり

快適な都市生活や機能的な都市活動・産業活動が確保され、市民の誰もが住みやすく一体的で連携がとれた都市を創造する

##### ●人、もの、情報が活発に交流するまちづくり

北関東を牽引する自治体として、人・もの・情報が活発に交流し、活力があり、魅力的でにぎわいのあるまちを創造する

## 2 土地利用の基本方針

まちづくりの目標等の実現に向け、総合的・計画的な都市空間の形成を図るため、都市に求められる多様な機能を集積し、人・もの・情報を広域的に集め、さまざまな出会いと交流を促進する魅力ある拠点の形成を目指す。具体的には、より高次の商業・業務、交通、交流機能等の集積を目指す新市の中心拠点、地域住民の利便性や快適性を満たす基本的な都市生活機能の集積を図る地域の核となる拠点、都市の活力を支える産業活動の拠点や歴史や自然資源を活かした憩いの場となる観光・レクリエーションの拠点を都市内に適切に配置し、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を行うことが必要である。これらを踏まえて都市空間整備の基本となる土地利用に関する基本的な考え方を示す。

### （１）市街地の高度利用と良好な住環境の形成を図る住宅地

- ・ 既成市街地では、土地区画整理事業等の面的整備により、低層密集地区の解消につとめ、ゆとりなどに配慮した快適な居住環境の形成を図る。特に、中心市街地では、商業・業務機能との調和を図りつつ、土地の高度利用、都心居住などにより都心部の再生を進める。
- ・ 周辺の市街地では、生活基盤の整備や防災面に十分配慮し、地域の地理的自然的特性を生かした居住環境の整備に努め、良好な市街地環境の保全と形成を進める。
- ・ 宅地開発などにより住宅地を形成する場合には、緑やオープンスペースの豊かな低密度住宅地として、計画的な開発誘導を行うとともに、市街地の無秩序な拡大を抑制して、適正規模の市街地形成を図る。
- ・ このため、新市域全体で適正規模の区域区分（市街化区域と市街化調整区域の線引き）を行うとともに、開発許可制度等の適正な運用を行う。

### （２）地域特性に応じた都市機能の集積を目指す商業・業務地

- ・ 中心地区の商業地では、市街地再開発事業などを推進し、商業機能の集積とともに交流機能や市民サービス機能を加えたにぎわいの場の形成を図る。また、ＪＲ宇都宮駅周辺地区では、業務機能や交通結節機能の強化に加えて、高度情報や広域交流、産業支援、学術文化などの新たな機能の導入を図り、中心地区との連携を図りながらにぎわいと多様性のある都心づくりを進める。
- ・ 周辺地域の中心部や鉄道駅周辺等に分布する商業・業務地では、住民の多様なニーズに対応した地域密着型の機能を発揮できるよう、それぞれの地域特性を生かした日常生活の利便性の向上に向けて、商業・福祉・行政サービスなどの生活支援機能の充実を図る。また、幹線道路沿道では、中心地区や地域の拠点などの商業・業務地との機能分担や周辺環境に配慮して秩序ある土地利用を進める。

### （３）産業構造の転換に対応し地域経済の自立的発展の拠点となる工業地

- ・ 宇都宮テクノポリスセンター地区や清原工業団地などでは、産業支援機関やこれまで培われた技術・人材等の地域産業資源を有効に活用し、先端・高度技術産業、研究開発型企業の育成・誘致などにより新たな工業地の形成に努める。
- ・ インターパーク宇都宮南（東谷・中島）、テクノパークかみのかわ（多功南原）などでは、交通結節点としての立地特性を生かし、産業支援機能の充実に努めるとともに、先端技術産業等の誘致や域内再配置の促進を図る。
- ・ 河内工業団地など既存の工業団地では、企業ニーズや産業構造の変化に対応した良好な生産環境の確保に努める。

### （４）都市の環境を守り、良質な食を安定して供給する農業地

- ・ 市域を南北に流れる鬼怒川・田川・姿川・江川の流域などに広がる農業地域では、首都圏に位置する地理的優位性を生かし、生産性・収益性の高い首都圏農業の確立や安全で安心な食を安定的に供給することができる農業地の確保に努める。さらには、農地は洪水の防止や自然環境の保全などの多面的機能を有しており、都市の環境を守り・創る農業地の保全に努める。
- ・ また、農業・農村が有する自然資源を生かした交流や体験・レクリエーション空間の整備などにより、都市と農村の交流による魅力あふれる地域づくりの展開に向けて農業地の有効利用を図る。

### （５）多様な機能を生かした森林地

- ・ 市西部の県立自然公園から北部の羽黒山にかけた山間・丘陵部では、木材生産などの経済的機能に加え、災害の防止、水源の涵養、保健休養、地域環境の維持などの公益的機能が十分に発揮できるよう、森林資源の適正な管理・整備に努める。
- ・ また、余暇需要の増大や自然とのふれあい志向の高まりを踏まえ、自然環境の保全や地域振興などに配慮しながら、住民のレクリエーションの場、自然や緑に触れる自然学習の場等として有効活用を進める。



## IV 新市の施策の大綱

新市として迅速な一体化を促進し、地域の発展と住民福祉の向上を図るため、まちづくりの目標等の実現を目指して、次のような施策の展開を図る

### 1 個性と特性を生かした地域の創造

#### (1) 市民・地域自治を培うまちづくり

- 1) 市民主体のまちづくりを推進する
- 2) 個性のある地域づくりを推進する
- 3) 市民に身近な行政を推進する

#### (2) 豊かな人間性を育むまちづくり

- 1) 生涯学習を推進する
- 2) 学校教育を充実する
- 3) 地域文化を振興する
- 4) 生涯スポーツを推進する

### 2 一体的で連携がとれた誰もが住みよい都市の創造

#### (1) 快適に移動できるまちづくり

- 1) 道路ネットワークを整備する
- 2) 公共交通ネットワークの整備を促進する

#### (2) 良好な生活基盤を備えたまちづくり

- 1) 廃棄物の適正処理を推進する
- 2) 上水道を安定供給する
- 3) 生活排水を適切に処理する
- 4) 緑の拠点づくりを推進する
- 5) 消防力を充実する
- 6) 地域情報化を推進する

#### (3) 健康で安心して生活できるまちづくり

- 1) 保健・医療・福祉の連携のとれたサービスを充実する
- 2) バリアフリーのまちづくりを推進する
- 3) 高齢者・障害者の福祉サービスを充実する
- 4) 子育て支援を充実する
- 5) 生活衛生を向上する

### 3 人、もの、情報が活発に交流する活力の創造

#### (1) 魅力とにぎわいのあるまちづくり

- 1) 都市拠点機能を向上する
- 2) 地域拠点機能を向上する

#### (2) 豊かで活力あるまちづくり

- 1) 商業・サービス業を振興する
- 2) 活力ある工業を振興する
- 3) 魅力ある農業を振興する

## 1 個性と特性を生かした地域の創造

### (1) 市民・地域自治を培うまちづくり

住民自治を高めるしくみの導入や活動拠点の整備などにより、地域の資源や個人を大切にする市民が、共に支えあい誰もが生き生きと活動することができる地域をつくる。

#### 1) 市民主体のまちづくりを推進する

- ・ 市民が誇りと愛着をもてるまちをつくるため、市民の多様なコミュニティ活動を積極的に支援するとともに、協働のルールづくりや活動に必要な情報や場の提供などの活動環境を整備することにより、コミュニティを維持・再生し、ふれあいと連帯に支えられ市民の創意を生かした市民主体のまちづくりを推進する。

#### 2) 個性のある地域づくりを推進する

- ・ 新市における各地域が特色あるものとなるよう、身近な地域課題を自ら取組み・解決できる体制の構築や拠点となる河内地域等の庁舎施設を整備し、地域の特性を生かした個性ある地域づくりを推進する。

#### 3) 市民に身近な行政を推進する

- ・ 複雑・多様化する市民ニーズに的確に対応するため、地域の特性を生かした施策を展開できるよう、身近な地域における行政サービスの充実やサービス提供体制の整備に努め、市民に身近な行政を推進する。

### (2) 豊かな人間性を育むまちづくり

学習や文化など様々な分野で多様な能力を発揮できる環境を整備し、市民一人ひとりが心豊かで生き生きと生活できる地域をつくる。

地域資源を生かした学校教育の充実に努めることにより、21世紀の新市を担う子どもたちが、のびのびとたくましく育つ地域をつくる。

産業集積を生かした職業教育の充実に図ることにより、新市の産業を担う将来の職業人が多用な能力を育み活躍できる地域をつくる。

#### 1) 生涯学習を推進する

- ・ 市民の多様な学習ニーズに応え、より良い環境の中で学ぶことができるよう上三川地域、上河内地域等において生涯学習施設の整備を行い、個性と魅力ある地域づくりを担う市民を育てる生涯学習を推進する。

#### 2) 学校教育を充実する

- ・ より良い環境の中で学ぶことができるよう、各地域の小中学校施設について、施設の老朽度や耐震性等を踏まえて計画的な整備を行うとともに、教育情報ネットワークの活用を推進することなどにより、個性と魅力ある地域づくりを担う市民を育てる学校教育の充実に図る。また、将来の産業界を担う職業人の育成に向け、高等学校等における産業教育の充実に努める。

### 3) 地域文化を振興する

- ・ 市民が地域の歴史や文化に誇りと愛着を持ち、自主的で創造的な文化活動を展開することにより個性的で魅力ある地域となるよう、文化財の保護・活用や活動拠点となる施設の整備など文化的環境づくりを進め地域文化を振興する。

### 4) 生涯スポーツを推進する

- ・ 幼児から高齢者まで、すべての市民が目的に応じて、身近なところでスポーツに親しむことができるよう、総合型地域スポーツクラブの育成支援などにより地域におけるスポーツ活動を促進するとともに総合運動公園や社会体育施設の整備を進める。

## 2 一体的で連携がとれた誰もが住みよい都市の創造

### (1) 快適に移動できるまちづくり

都市交通の円滑化と誰もが気軽に利用できる公共交通サービスの水準の向上を図るため、総合的な交通ネットワークを構築し、新市の一体性と地域間の連携を支える交通環境を持つ都市をつくる。

#### 1) 道路ネットワークを整備する

- ・ 都市間及び新市における地域間交通の円滑化や安全性・利便性を確保するとともに、災害時においても円滑な道路交通機能を確保するため、北関東自動車道や国道道をつなぐ幹線道路の整備を進め、多様な都市活動を支える道路ネットワークを構築する。

#### 2) 公共交通ネットワークの整備を促進する

- ・ 都市内や都市間の移動利便性を高め、誰もが気軽に利用できる公共交通のサービス水準を高めるため、既存の交通サービスの維持・向上や新交通システム（LRT）の導入に努める。

### (2) 良好な生活基盤を備えたまちづくり

新市全域において市民生活を支える基盤が担うべき機能を見据えて、上下水道やごみ処理施設などの公共サービスを提供する社会的基盤や良好な居住環境が形成された市街地などの都市空間を効果的・重点的に整備することにより、市民が安全で快適に住み続けることができる都市をつくる。

#### 1) 廃棄物の適正処理を推進する

- ・ 新市において発生する廃棄物の処理において環境への負荷を最小限に抑えるため、最終処分場などの整備を進め、ごみ処理施設・し尿処理施設の更新や処理施設の適切な運営・維持管理を含めた処理体制の強化を図り、廃棄物の適正かつ安定的な処理を推進する。

#### 2) 上水道を安定供給する

- ・ 市民が将来にわたって安心して上水道を利用できるよう、安全で安定した供給体制を確立する。

#### 3) 生活排水を適切に処理する

- ・ 市民の快適な生活環境の確保や公共用水域の水質の保全を図るため、地域の実情にあわせて下水道等の整備手法を選択し、汚水を安定的に処理する施設の整備により、各地域における生活排水の適正な処理を推進する。

#### 4) 緑の拠点づくりを推進する

- ・ 市民が潤いと安らぎのある生活を送ることができるよう、身近なレクリエーション、コミュニティ形成の場となる緑の拠点づくりを推進する。

#### 5) 消防力を充実する

- ・ 災害等の発生に際し、迅速な消防・救急救助活動を行い市民が安心して暮らせるまちづくりを進めるため、消防署所の整備や消防通信体制の高度化を図り、消防力を充実する。

#### 6) 地域情報化を推進する

- ・ 地域間交流を促進し新市の一体性を確保するとともに、市民生活の利便性の向上を図ることができるよう、生活に密着した各種情報システムや公共施設間を結ぶ情報通信ネットワーク等の整備を推進し、情報通信基盤や利用環境を充実する。

### (3) 健康で安心して生活できるまちづくり

新市にある施設や人材などの資源を有機的に活用して、保健・医療・福祉など基礎的なサービスを総合的に提供することにより、すべての市民が住み慣れた地域社会の中で、健康で安心して暮らすことができる都市をつくる。

#### 1) 保健・医療・福祉の連携のとれたサービスを充実する

- ・ 市民が生涯にわたって健康な生活を送り安心して暮らすことができるよう、上三川地域に保健福祉センターを設置するとともに、地域におけるサービス提供体制を整備し、医療と連携を図りながら、ライフステージに応じたきめ細かな保健・福祉サービスを市民の身近な場所において総合的に提供する。

## 2) バリアフリーのまちづくりを推進する

- ・ 高齢者や障害者をはじめとするすべての市民が、住み慣れた地域の中で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、「やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例」等にもとづき、公共施設等のバリアフリー化を推進する。

## 3) 高齢者・障害者の福祉サービスを充実する

- ・ 高齢者や障害者が、身近な地域で福祉サービスを利用し、住みなれた地域において健康で生きがいを持ちながら安心して生活することができるよう、在宅福祉と施設福祉の連携を図りながら、福祉サービスを充実する。

## 4) 子育て支援を充実する

- ・ 次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つことができるよう、こども療育センターの整備等による障害児の療育体制の拡充や地域における育成環境の充実を図るとともに、保育園の整備・機能拡充により多種多様な保育ニーズに対応するサービスを提供し、子育て支援をより一層充実する。

## 5) 生活衛生を向上する

- ・ 市民が安全で衛生的な暮らしが送れるよう、食品の安全性確保対策及び新斎場整備事業や霊園の整備等により、生活衛生を向上する。

# 3 人、もの、情報が活発に交流する活力の創造

## (1) 魅力とにぎわいのあるまちづくり

都市拠点などにおいて、「買う、味わう、学ぶ、遊ぶ、触れ合う、憩い安らぐ、住む」など多様な都市機能を備えることにより、多くの市民と来訪者も集い・交流する魅力とにぎわいのあるまちをつくる。

### 1) 都市拠点機能を向上する

- ・ 都市の核としての風格・機能と快適な住環境を整えるため、ＪＲ宇都宮駅周辺などの都市拠点においては、人・もの・情報が集まる広域交流機能、都心居住機能を導入する。
- ・ また、広域都市圏の中心都市として活力を高めるため、馬場通り中央地区市街地再開発事業の実施により、高次の都市機能や商業・業務・サービス機能の集積を進めるとともに、魅力ある都市空間の創出を図り、多様で高度なニーズに対応できる中心市街地を形成する。

## 2) 地域拠点機能を向上する

- ・ 都市機能と居住環境のバランスがとれた地域の発展拠点の形成を目指し、富士山地区、中里原地区、J R岡本駅西地区、J R雀宮駅周辺、宇都宮テクノポリスセンター地区等において、土地区画整理事業などの整備手法を活用して地域特性を生かした拠点開発や良好な住環境を形成することにより、商業・業務、基礎的な教育・文化・交流等の地域拠点機能の向上を図る。

## (2) 豊かで活力あるまちづくり

百万人の商圏、国内有数の工業団地の集積立地、優良な農地などを背景に、産学官の連携を強化しながら、それぞれの産業の活性化を進めることにより、商業・工業・農業の均衡のとれた活力あるまちをつくる。

### 1) 商業・サービス業を振興する

- ・ 経済環境の変化や消費者ニーズに対応するため、地域の拠点に形成された既存の都市機能の集積を生かし、新規開業の支援・育成による新たな商業の担い手、時代にあった業種を誕生させるなどにより、商圏の中心都市としてふさわしい活力にあふれた商業・サービス業を振興する。

### 2) 活力ある工業を振興する

- ・ 企業の立地や高度技術産業の集積が進み工業都市として発展してきた特性を生かし、今後も地域経済の自立的発展を図るため、東谷・中島地区等の整備を進め、企業ニーズ、産業構造、流通形態の変化に対応した産業拠点の整備を促進するとともに、産学官の交流・連携を深め起業化を支援することにより、新市の活力ある工業を振興する。

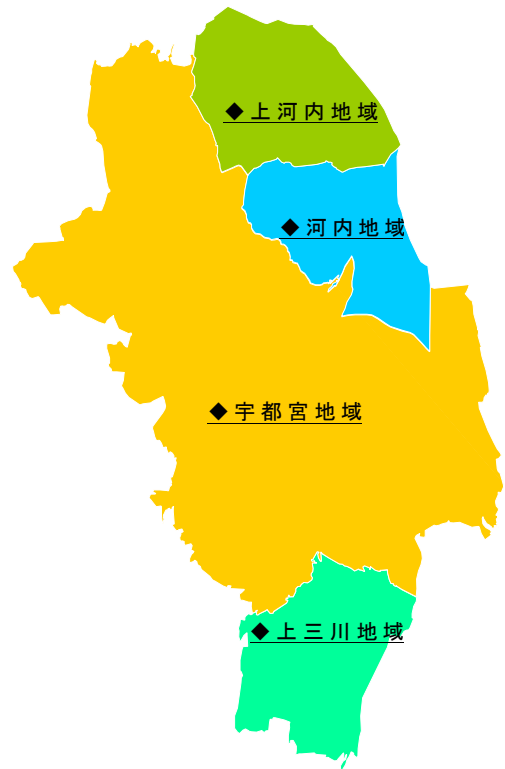
### 3) 魅力ある農業を振興する

- ・ 生産性・収益性が高く、人々の生命や暮らしを支える安全で良質な食を安定的に供給することのできる農業の確立をめざし、主産地の形成などによる農業生産の振興やたい肥の高品質化に向けた施設整備等による環境保全型農業の推進を図るとともに、都市と農村の交流を促進することにより、魅力ある農業を振興する。

## V 地域別計画

### 1 計画の目的及び地域区分

土地の利用状況，生活圏としてのまとまり，地域におけるまちづくりの経緯や現況，今後の発展性や地域自治の方向などを考慮して次の4地域に区分し，その地域の現状や課題を明らかにするとともに，地域特性を生かした個性ある発展方向と取組みを示し，地域の主体的なまちづくりの指針とする。



### 2 地域ごとの計画

#### (1) 宇都宮地域

##### ●現状と課題

- ・ 宇都宮地域は，恵まれた自然環境や立地条件，先人の築いた歴史と伝統のもとで，農業・商業・工業のバランスがとれた産業地域，人・もの・情報が活発に行き交う地域として，県の政治・経済・文化の中心として発展してきた。
- ・ 現在，商店街吸引力の低下や交通渋滞の発生などにより都心部の活力停滞が懸念され，また，生産拠点の移転・集約などによる企業の撤退や市内事業所の減少により産業集積の空洞化が見られる。
- ・ また，これまで，地域の資源を生かして住みよいまちづくりを進めてきたが，今後も地域住民にとって安全で安心かつ快適な生活環境の確保・充実が不可欠であることに加えて，新市の更なる発展のためには，その中核地域として，地域住民及び周辺の人々が引続き住み続けたいと感じる魅力や高次都市機能の向上が求められている。
- ・ これらから，本地域が，新市の産業活動を牽引し住民交流の中核を担う地域としてその役割を担うため，都心地区・テクノポリスセンター地区・JR雀宮駅周辺を都市機能の集積を図る拠点と位置づけ，商業・業務，交流機能等の強化により拠点性の向上を図る必要がある。また，産業構造・流通形態の変化に対応した産業拠点の整備促進や企業活動の支援に努めるとともに，新交通システムをはじめとする広域交通網の整備を進める必要がある。
- ・ さらには，住民生活を支える基礎的な公共サービスを円滑に提供するため，上下水道等の生活基盤を整備するとともに，多様化する市民生活への対応や地域活動支援など，健康的かつ快適な地域生活に必要な生活関連施設の整備・充実が必要である。

## ●地域の目標像

「 高次な都市機能を備えた 魅力とにぎわいのある地域 」

## ●地域づくりの基本方針

- ・ 高次な都市機能を擁し、多くの人々が過ごし訪れる北関東の中心都市の拠点としてふさわしい魅力を備えた地域となるよう、商業・業務・文化等の都市機能の拡充強化を図るとともに、機能的で活力ある産業・住民活動を支える基盤や環境の整備を推進する。

## ●主要施策・事業

### ◆ 魅力と活力ある拠点づくり

- 魅力ある都心部の整備 ▶ 市街地再開発事業（千手・宮島・駅西口第四B・馬場通り中央）の推進、中心市街地公共施設（馬場通り中央）の整備、JR宇都宮駅東口地区整備事業、宇都宮城址公園の整備
- 資源・特性を生かした地域拠点の整備 ▶ 雀宮駅周辺地域整備事業、雀宮駅東口公共施設一体整備事業（第3図書館等建設）、土地区画整理事業の推進（テクノリスセンター他）

### ◆ 活力ある地域産業の振興

- 産業支援機能の充実 ▶ 新規開業の支援・育成
- 創業者等の支援・育成 ▶ 産業支援機能の整備、次世代モビリティ産業の集積促進
- 農村地域の活性化の推進 ▶ クラインガルテンの整備

### ◆ 安全で円滑に移動できる交通基盤の整備促進

- 人と環境にやさしい公共交通の充実 ▶ 交通バリアフリー対策の推進、新交通システムの導入
- 道路ネットワークの構築 ▶ 都市計画道路整備事業、幹線道路整備事業

### ◆ 住みよい暮らしを築く住基盤の充実

- 上下水施設の整備 ▶ 上水道拡張事業、公共下水道（汚水・雨水）整備事業、下水道施設の建設事業
- 斎場の整備 ▶ 新斎場の整備

### ◆ 市民生活関連施設の整備・充実

- コミュニティ施設等の整備 ▶ 地域コミュニティセンター整備事業、地区市民センター建設事業
- 生涯学習・学校教育施設の整備 ▶ 小中学校舎大規模改造事業、小中学校体育館・武道場整備事業
- 文化施設の整備 ▶ 上神主・茂原官衙遺跡の保存・整備、文化会館施設整備事業
- スポーツ施設の整備 ▶ 総合運動公園の整備、体育施設再整備事業
- 福祉施設の整備 ▶ 養護老人・軽費老人ホーム（ちとせ寮等）再整備事業



## (2) 上三川地域

### ●現状と課題

- ・ 上三川地域は、平坦な地形と恵まれた水環境から農業を中心として古くから栄えてきたが、大規模工場の進出や主要幹線道路が整備されたことにより農業だけでなく、商業・工業も盛んな地域として発展してきた。
- ・ また、北関東自動車道宇都宮上三川 I C の開設など良好な道路事情に加え、医療機関や大規模商業施設への利便性が高いことなどから、大規模な住宅団地の開発も進み、本地域の人口は緩やかな増加が続いており、これらの特長を伸ばしながら、住みよく暮らしよい地域をつくることが求められている。
- ・ こうした地域資源・特性を生かして定住性の高い都市型居住を創出するため、計画的に進めてきた市街地整備や上下水道、道路等の生活基盤の整備に今後も取組みながら、良質な住宅地の創出に努める必要がある。また、日常の暮らしよさが実感できる快適な住民生活を支えるため、保健福祉活動拠点・生涯学習拠点を整備するとともに、教育・文化等の生活関連施設の整備・充実が必要である。
- ・ さらに、産業基盤を充実し地域の活力を高めていくため、首都圏農業を中心に農業生産の振興を図り農業農村の活性化に努めるとともに、恵まれた交通環境等を生かしながら新たな企業の立地を促すことが必要である。

### ●地域の目標像

「 居住環境・産業基盤が整った 明日の活力を育む地域 」

### ●地域づくりの基本方針

- ・ 広域交通の結節機能が強く、居住環境・産業基盤がバランスよく発展した住みよい地域となるよう、快適な住環境を確保するための基盤整備を推進するとともに、地域活力を高める産業を振興する。

### ●主要施策・事業

#### ◆住みよい暮らしを築く住基盤の充実

○市街地の居住環境の整備 ▶ 富士山地区市街地整備事業、願成寺・上蒲生北部地区土地区画整理事業

○上下水道の整備 ▶ 上水道拡張事業、公共下水道（汚水・雨水）事業、農業集落排水事業

#### ◆安全で円滑に移動できる交通基盤の整備促進

○都市計画道路・ ▶ 都市計画道路（公園通り・上野通り）整備事業、北関東自動車道関連道路  
幹線道路の整備 整備事業、幹線道路整備事業

#### ◆市民の学習活動・日常生活を支援する拠点づくり

○保健福祉活動拠点の整備 ▶ 上三川総合保健福祉センター整備事業

○生涯学習拠点の整備 ▶ 上三川生涯学習センター建設事業

#### ◆活力ある地域産業の振興

- 農村地域の活性化の推進 ▶ 農業基盤（農道）整備促進事業、農村振興総合整備事業
- 企業立地の促進 ▶ 誘致企業の支援助成事業

#### ◆市民生活関連施設の整備・充実

- 学校教育施設の整備 ▶ 小中学校大規模改造事業、小中学校体育館整備事業、小中学校プール整備事業
- コミュニティ施設の整備 ▶ 地域コミュニティセンター整備事業
- スポーツ施設の整備 ▶ 体育施設整備事業
- 文化施設の整備 ▶ 上神主・茂原官衙遺跡の保存・整備
- 公園施設の整備 ▶ 卯ノ木公園整備事業

### （３）上河内地域

#### ●現状と課題

- ・ 上河内地域は、鬼怒川の清流と地域のシンボルである羽黒山をはじめとする豊かな自然環境や歴史と伝統に恵まれ、従来から農業を中心として発展してきた。
- ・ 近年、都市近郊の立地条件などを生かし、ハウス栽培による施設園芸も盛んになってきており、また、民間企業による宅地開発も進み、緩やかではあるが都市化が進展し人口も増加している。このような動向にある中、地域生活の核となるような秩序ある街並みの形成に向けて基礎的な居住環境の整備が求められている。
- ・ これらから、市北部の地域拠点としてふさわしいまちづくりを推進するため、中里原地区を地域の居住環境をより一層向上させていく拠点として位置づけ、土地区画整理事業の整備手法を活用して良好な生活環境を形成する必要がある。
- ・ さらに、活力あふれる地域づくりを進めるため、地域の特性を生かした農林業の振興を図るとともに、地域住民が安心して文化的な生活を営むことができるよう、上下水道施設や教育施設などの生活基盤の整備が必要である。

#### ●地域の目標像

「自然と人が共生し 安心して暮らせる活力あふれる地域」

#### ●地域づくりの基本方針

- ・ 水と土に育まれた自然と人が共生し、安心して暮らすことができる生活環境が整い、活力あふれる地域となるよう、快適な都市生活を支える居住機能の拡充強化を図るとともに、地域農業の振興と住民活動を支援する生活基盤の整備を推進する。

#### ●主要施策・事業

##### ◆地域発展を牽引する拠点づくり

- 人と自然が調和した地域拠点の整備 ▶ 中里原地区土地区画整理事業

#### ◆住みよい暮らしを築く住基盤の充実

○上下水道の整備 ▶ 上水道拡張事業、公共下水道（污水）事業、下水道施設（水処理センター・ポンプ場）の建設事業

#### ◆安全で円滑に移動できる交通基盤の整備促進

○道路網の整備 ▶ 幹線道路（3路線）整備事業、橋りょう新設改良（2橋）事業

#### ◆活力ある地域産業の振興

○農村地域の活性化の推進 ▶ 農産物直売・休憩施設の整備

#### ◆市民生活関連施設の整備・充実

○生涯学習（スポーツ施設複合）・学校教育施設の整備

▶ 上河内生涯学習センター（体育館併設）建設事業、小学校体育館整備事業

○レクリエーション施設の整備 ▶ 地域交流館休憩棟兼宿泊棟建設事業

### （４）河内地域

#### ●現状と課題

- ・ 河内地域は、本市北東部に位置し、市中央部やＪＲ宇都宮駅に近いという立地条件により宅地開発が進み、多くの住宅団地が造成され、現在も人口が増加傾向にある。このような中、鬼怒川の豊かな水の恵みを受けて、水稻を中心とした農業と住環境の整った住宅地域とが調和したなかで発展してきた。
- ・ 本地域の玄関口であるＪＲ岡本駅の周辺に広がる従来からの市街地は、住宅が密集し、道路の狭隘が生じていることから、緊急時等において支障をきたしている状況が見られる。また、将来、高齢化が急速に進むことが予測されることなどから、豊かな自然環境の中で、地域住民の誰もが生涯を通し安心して住み続けることができるよう、安全でおいしい環境の整備が求められている。
- ・ このようなことから、住みやすい環境づくりを進めるため、ＪＲ岡本駅周辺の既成市街地においては、土地区画整理事業等による住環境の改善や防災性の向上が必要であるとともに、他の区域においては、上下水道等の生活基盤の整備が必要である。また、急速な高齢化の進展に対応し、住民が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、保健福祉の充実が不可欠である。
- ・ さらに、従来から進めてきたスポーツを通じた地域住民の相互の交流をより一層深めるため、スポーツ・レクリエーションの活動環境の充実を図る必要がある。

#### ●地域の目標像

「水と緑に囲まれ やさしい居住空間にあふれる住みやすい地域」

#### ●地域づくりの基本方針

- ・ 豊かな自然環境と質の高い居住環境が調和した、暮らしやすく、ふれあい交流に満ちた地域となるよう、都市・生活基盤が整った住宅市街地の創出をさらに進めるとともに、保健福祉、スポーツ・レクリエーションなど高い公共機能を有する施設整備を推進する。

●主要施策・事業

◆住みよい暮らしを築く住基盤の充実

○居住環境の整備 ▶ 岡本駅西土地区画整理事業

○上下水道の整備 ▶ 公共下水道（污水）事業

◆住み慣れた地域での生活を支援する保健福祉サービスの充実

○保健福祉施設の整備

▶ 保健センター増改築事業、総合福祉センター改修整備事業、介護保険サービス供給基盤整備事業、障害者通所施設の整備促進

◆スポーツ・レクリエーション環境の充実

○スポーツ・レクリエーション施設の整備

▶ 河内総合運動公園整備事業、河内総合体育館改修整備事業

◆安全で円滑に移動できる交通基盤の整備促進

○都市計画道路・幹線道路の整備 ▶ 都市計画道路整備事業、幹線道路（5路線）整備事業

◆活力ある地域産業の振興

○農業生産基盤の整備 ▶ 農村公園等整備事業、農道整備事業

○農業の活性化と体験交流活動の促進 ▶ 体験・交流施設等の利活用

◆市民生活関連施設の整備・充実

○地域拠点施設の整備 ▶ 地域自治拠点施設（庁舎）の整備

○生涯学習施設の整備 ▶ 生涯学習施設改修整備事業

○学校教育施設の整備 ▶ 小中学校大規模改造事業、小中学校体育館整備事業、小中学校プール整備事業

## VI 県事業の推進

### 1 栃木県の役割

#### （新市の位置付け）

- ・ 新市は、県土の約7.4%の市域に栃木県の人口の25%以上を占める。
- ・ 国内有数の工業団地群や先端技術産業、産業支援機能が集積する。
- ・ 北関東最大の都市として、栃木県の政治・経済の中心地として、広域的な発展を先導していくことがこれまで以上に期待される。

#### （県の役割）

- ・ 広域自治体として、住民に最も身近で地域の実情に通じた基礎自治体である市と連携・協力し、新しいまちづくりを積極的に支援・推進する。

### 2 栃木県の事業

#### ◇ 広域交通ネットワークの充実

- ・ 新市の一体性を速やかに確保し、新市各地域の多様な資源の連携を強化するため、主要地方道藤原宇都宮線や一般県道雀宮真岡線など、旧市町間を結ぶ幹線道路の整備に取り組む。
- ・ 栃木県全体の中心となる発展を促進するため、主要地方道宇都宮真岡線や主要地方道宇都宮向田線など、新市と県内各地域とを連携する幹線道路の整備に取り組む。
- ・ 国土の骨格となる交通軸に位置するなどの立地性を生かし更なる発展を図るため、北関東自動車道の整備促進や、常総宇都宮東部連絡道路など、県外各地とのアクセス強化を図る幹線道路の整備に取り組む。

#### ◇ 高次都市機能を有する都市拠点の形成

- ・ 広域的な中心都市としてふさわしい拠点性の向上と中心部へのアクセス強化を図るため、宇都宮駅東地区など高次都市機能の蓄積を図る市街地整備や中心市街地活性化を支援するとともに、新交通システム導入の推進と大通りや競輪場通りなどの都市間・内幹線道路の整備に取り組む。

#### ◇ 研究開発機能等の集積や地域産業の高度化の支援

- ・ 内陸最大規模の工業団地や高度技術産業の集積などの特性を生かし、新市が栃木県の経済の自立的発展を牽引し続ける地域となるよう、宇都宮テクノポリスセンター地区や東谷・中島地区等の整備を促進する。

#### ◇ ゆとりと安心のある都市生活環境の整備

- ・ 優れた業務機能と自然景観などのバランスのとれた都市空間をつくるため、うるおいをもたらす公園・街路等の整備に取り組む。
- ・ 安全で快適な暮らしが送れる生活環境を確保するため、田川や姿川などの河川の整備・改修に取り組むとともに、新市各地域の生活道路や公共下水道、農業集落排水施設等の生活基盤の整備を支援する。

#### ◇ 河川や森林など、自然環境の保全・活用と都市と農山村の交流促進

- ・ 新市の優れた立地性、アクセス性や豊かな自然環境を生かして地域の活力の維持・向上を図るため、新市各地域の農村景観の保全・活用を支援するとともに、市民農園や観光農園等を生かした都市と農山村との交流を促進する。

## VII 公共施設の適正配置

- ・ 少子・高齢化の進展により既存公共施設のストックと需要のアンバランスが見込まれる中、新市の各地域においては、これまで基礎的自治体として自己完結的に施設整備を進めてきており、合併に伴い利用可能な同種の施設が重複することが予想されることから、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう市民の利便性等に十分配慮するとともに、地域の特性やバランスを考慮することを基本として、公共施設の適正配置を進める。
- ・ 特に、小中学校施設や保育施設、高齢者福祉施設など市民の基礎的なサービスを提供する施設について、通学距離や公共交通機関の整備状況など利用者の利便性や地域社会との関係等に十分配慮しつつ、利用圏域の適正化や施設の適正な規模の確保に努める。
- ・ また、その他の公共施設についても、市民の多様な活動の進展をふまえつつ、既存の施設の有効活用や、施設・機能の複合化・集約化を計画的に進めるなど、経営的視点に立って重複投資の解消に努めていく。
- ・ さらに、合併に伴い支所となる庁舎等は、市民サービスの低下を招かないよう配慮するのみならず、地域自治制度の拠点として地域行政機関や住民代表組織、住民組織がそれぞれの機能を十分発揮し制度の円滑な運用が図られるよう、必要な施設の整備を図る。

## VIII 財政計画

### ◆ 市町建設計画の財政計画の策定方針

#### 1 財政計画策定の必要性及び概要

新市において健全な行財政運営が行われるよう、適正な財政計画を立て計画的に事業を実施するため、財政計画を策定する。

##### (1) 財政計画策定の意義と役割

- ・ 市町建設計画に掲げられる事業の実効性について財源的な裏付けを行い、財政の視点から事業実施を検証する。
- ・ 新市において計画的かつ健全な財政運営を行うためには、市町建設計画に掲げられる事業について財政的視点からの検証を行うとともに、事業の選択、総投資額の配分が適切に行われるようにする。

##### (2) 財政計画策定の基本的な考え方

###### ① 対象となる会計

- ・ 一般会計ベースで策定する。
- ・ ただし、特別会計は、繰出金等で計上する。

###### ② 計画期間

- ・ 市町建設計画の期間（平成16～26年度）とする。
- ・ ただし、地方債を活用した大規模事業等については、市町建設計画の期間終了後における公債費などの財政負担についても把握しておく。

###### ③ 前提条件

- ・ 「宇都宮市財政運営の指針」の考え方を基本に、将来における歳入及び歳出の収支見込額を各項目について年度ごとに積み上げる。また、財政構造の弾力性の向上や財政運営の長期安定性の確保を図るために設定した、公債費負担比率15%以内や市債残高の抑制などの財政指標を目標とする。
- ・ 現在、国において進められている「三位一体の改革」の国庫補助負担金の廃止・縮減、地方交付税の改革、税源移譲については、現時点においては、不確定要素が多いため、見込まないこととする。
- ・ 合併協議会における協定事項及び合併に伴う国・県からの財政支援などの財政上の効果を見込む。

## 2 財政収支計画の考え方

### (1) 歳入

| 項 目 |                              |                | 前 提 条 件                                                                                                                                                                                          |
|-----|------------------------------|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 地 方 税                        | 個人市民税<br>法人市民税 | ・平成15年度決算見込額をベースに経済成長率で推移すると見込む。                                                                                                                                                                 |
|     |                              | 固定資産税          | ・土地：平成15年度決算見込額で推移すると見込む。<br>・家屋：過去の平均伸び率で見込む。3年ごとの評価替えを見込む。                                                                                                                                     |
|     |                              | その他            | ・都市計画税は、固定資産税に準じて見込む。<br>・事業所税は、合併後、数年間、不均一課税を考慮する。<br>・その他の税目は、平成15年度決算見込み額で推移すると見込む。                                                                                                           |
| 2   | 地方譲与税<br>自動車重量譲与税<br>地方道路譲与税 |                | ・平成15年度決算見込み額で推移すると見込む。                                                                                                                                                                          |
| 3   | 利子割交付金                       |                | ・平成20年度までは、平成15年度決算見込み額をベースに、毎年40%減額すると見込む。<br>・平成21年度以降は、平成20年度同額で推移すると見込む。                                                                                                                     |
| 4   | 地方消費税交付金                     |                | ・平成15年度決算見込額をベースに経済成長率で推移すると見込む。                                                                                                                                                                 |
| 5   | ゴルフ場利用税交付金                   |                | ・平成15年度決算見込み額で推移すると見込む。                                                                                                                                                                          |
| 6   | 自動車取得税交付金                    |                | ・平成15年度決算見込額をベースに経済成長率で推移すると見込む。                                                                                                                                                                 |
| 7   | 国有提供施設等所在<br>市町村助成交付金        |                | ・平成15年度決算見込み額で推移すると見込む。                                                                                                                                                                          |
| 8   | 地方特例交付金                      |                | 〃                                                                                                                                                                                                |
| 9   | 地 方<br>交 付 税                 | 普通交付税          | ・平成18年度までの3年間は、平成15年度決算見込み額をベースに、毎年15%減額すると見込み、平成19年度以降は、平成18年度同額で推移すると見込む。<br>・合併補正として、30億円を見込む。<br>・合併特例事業（標準全体事業費501億円）の合併特例債の償還年度に、元利償還分の70%を見込む。<br>・基金造成額（標準基金規模40億円）の償還年度に、元利償還分の70%を見込む。 |
|     |                              | 特別交付税          | ・平成15年度決算見込み額で推移すると見込む。<br>・特別交付税措置として、6億9千万円を見込む。                                                                                                                                               |
| 10  | 交通安全対策特別交付金                  |                | ・平成15年度決算見込み額で推移すると見込む。                                                                                                                                                                          |
| 11  | 分担金及び負担金                     |                | 〃                                                                                                                                                                                                |
| 12  | 使用料及び手数料                     |                | 〃                                                                                                                                                                                                |
| 13  | 国庫支出金                        |                | ・消費的経費分は、今後の推計伸び率2%として見込む。<br>・投資的経費分は、歳出の投資的経費確定額の15%で見込む。<br>・3町の生活保護費負担金を見込む。<br>・合併市町村補助金として、6億9千万円を見込む。                                                                                     |



|    |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 14 | 県支出金 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費的経費分は、今後の推計伸び率2%として見込む。</li> <li>・投資的経費分は、歳出の投資的経費確定額の5%で見込む。</li> <li>・県特別交付金として、7億円を見込む。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                    |
| 15 | 財産収入 | ・平成15年度決算見込み額で推移すると見込む。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 16 | 寄付金  | 〃                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 17 | 繰入金  | ・減債基金繰入金は、積み立てを行った財源対策債の償還分の取崩しを見込む。                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 18 | 繰越金  | ・平成15年度当初予算額で推移すると見込む。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 19 | 諸収入  | ・平成15年度決算見込み額で推移すると見込む。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 20 | 地方債  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・投資的経費分は、歳出の投資的経費確定額の30%で見込む。</li> <li>・減税補てん債は、平成15年度決算額で推移すると見込む。<br/>(但し、先行減税分は、見込まない。)</li> <li>・臨時財政対策債は、同制度が今後も継続するものとし、普通交付税と同様に、平成18年度までは、平成15年度決算見込み額をベースに、毎年15%減額すると見込み、平成19年度以降は、平成18年度同額で推移すると見込む。</li> <li>・合併特例事業(501億円)の合併特例債充当率95%を計上する。</li> <li>・基金造成額(40億円)の充当率95%の38億円を計上する。</li> </ul> |

## (2) 歳出

| 項 目 |         | 前 提 条 件                                                                                                                                                                          |
|-----|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 人件費     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・議員、委員報酬は、平成15年度決算見込み額で推移すると見込む。</li> <li>・職員給与費は、それぞれの定員計画に基づき、年度ごとの職員数により見込む。</li> </ul>                                                |
| 2   | 物件費     | ・過去の平均伸び率1.5%により見込む。                                                                                                                                                             |
| 3   | 維持補修費   | ・過去の平均伸び率1.0%により見込む。                                                                                                                                                             |
| 4   | 扶助費     | ・過去の平均伸び率2.0%により見込む。                                                                                                                                                             |
| 5   | 補助費等    | ・平成15年度決算見込み額で推移すると見込む。                                                                                                                                                          |
| 6   | 投資的経費   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・歳入総額から投資的経費を除く歳出額を差し引いた額を見込む。</li> <li>・合併特例事業は、標準全体事業費501億円を計上する。</li> </ul>                                                            |
| 7   | 公債費     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の借入分は、年次償還計画により見込む。</li> <li>・新規借入分は、建設事業の30%に対する償還を、3年据置で15年償還で算出する。</li> <li>・臨時財政対策債は、3年据置で20年償還、合併特例債は、1年据置で10年償還で算出する。</li> </ul> |
| 8   | 積立金     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成15年度決算見込み額で推移すると見込む。</li> <li>・合併後の基金造成として標準基金規模40億円を計上する。</li> </ul>                                                                  |
| 9   | 出資金、貸付金 | ・平成15年度決算見込み額で推移すると見込む。                                                                                                                                                          |
| 10  | 繰出金     | ・過去の平均伸び率2.0%により見込む。                                                                                                                                                             |
| 11  | 予備費     | ・計上しない。                                                                                                                                                                          |

◆ 財政計画 （今回追加項目）

| 【歳入】       | (単位：百万円) |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |           |           |
|------------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|-----------|
|            | 16年度     | 17年度    | 18年度    | 19年度    | 20年度    | 21年度    | 22年度    | 23年度    | 24年度    | 25年度    | 26年度    | 16～26 計   | 17～26 計   |
| 地方税        | 85,735   | 86,551  | 85,888  | 87,095  | 89,214  | 89,304  | 90,501  | 91,655  | 91,653  | 92,787  | 93,947  | 984,330   | 898,595   |
| 地方譲与税      | 1,876    | 1,876   | 1,876   | 1,876   | 1,876   | 1,876   | 1,876   | 1,876   | 1,876   | 1,876   | 1,876   | 20,632    | 18,756    |
| 利子割交付金     | 325      | 195     | 117     | 70      | 42      | 42      | 42      | 42      | 42      | 42      | 42      | 1,002     | 677       |
| 地方消費税交付金   | 4,731    | 4,788   | 4,841   | 4,933   | 5,026   | 5,122   | 5,214   | 5,297   | 5,382   | 5,463   | 5,545   | 56,342    | 51,610    |
| ゴルフ場利用税交付金 | 166      | 166     | 166     | 166     | 166     | 166     | 166     | 166     | 166     | 166     | 166     | 1,826     | 1,660     |
| 自動車取得税交付金  | 1,003    | 1,015   | 1,027   | 1,046   | 1,066   | 1,086   | 1,106   | 1,123   | 1,141   | 1,158   | 1,176   | 11,948    | 10,945    |
| 地方特例交付金    | 3,185    | 3,185   | 3,185   | 3,185   | 3,185   | 3,185   | 3,185   | 3,185   | 3,185   | 3,185   | 3,185   | 35,038    | 31,853    |
| 地方交付税      | 4,613    | 4,994   | 4,515   | 5,597   | 6,627   | 7,750   | 8,015   | 8,015   | 8,015   | 8,015   | 8,015   | 74,170    | 69,557    |
| 交通安全交付金    | 141      | 141     | 141     | 141     | 141     | 141     | 141     | 141     | 141     | 141     | 141     | 1,548     | 1,407     |
| 分担金・負担金    | 3,289    | 3,289   | 3,289   | 3,289   | 3,289   | 3,289   | 3,289   | 3,289   | 3,289   | 3,289   | 3,289   | 36,177    | 32,889    |
| 使用料        | 2,810    | 2,810   | 2,810   | 2,810   | 2,810   | 2,810   | 2,810   | 2,810   | 2,810   | 2,810   | 2,810   | 30,907    | 28,097    |
| 手数料        | 1,893    | 1,893   | 1,893   | 1,893   | 1,893   | 1,893   | 1,893   | 1,893   | 1,893   | 1,893   | 1,893   | 20,828    | 18,934    |
| 国庫支出金      | 16,337   | 16,670  | 16,083  | 16,049  | 16,125  | 16,407  | 17,123  | 18,283  | 17,820  | 19,558  | 20,288  | 190,743   | 174,406   |
| 国有提供交付金    | 71       | 71      | 71      | 71      | 71      | 71      | 71      | 71      | 71      | 71      | 71      | 781       | 710       |
| 都道府県支出金    | 4,815    | 5,000   | 4,635   | 4,552   | 4,381   | 4,401   | 4,564   | 4,874   | 4,641   | 5,140   | 5,301   | 52,303    | 47,488    |
| 財産収入       | 859      | 859     | 859     | 859     | 859     | 859     | 859     | 859     | 859     | 859     | 859     | 9,449     | 8,590     |
| 寄附金        | 29       | 29      | 29      | 29      | 29      | 29      | 29      | 29      | 29      | 29      | 29      | 316       | 288       |
| 繰入金        | 232      | 206     | 633     | 590     | 435     | 4,113   | 2,488   | 94      | 2,943   | 42      | 42      | 11,818    | 11,586    |
| 繰越金        | 640      | 640     | 640     | 640     | 640     | 640     | 640     | 640     | 640     | 640     | 640     | 7,040     | 6,400     |
| 諸収入        | 14,749   | 14,749  | 14,749  | 14,749  | 14,749  | 14,749  | 14,749  | 14,749  | 14,749  | 14,749  | 14,749  | 162,235   | 147,486   |
| 地方債        | 25,423   | 21,096  | 18,489  | 17,399  | 16,500  | 10,096  | 10,897  | 12,473  | 11,793  | 13,801  | 14,631  | 172,599   | 147,175   |
| 歳入合計       | 172,922  | 170,223 | 165,934 | 167,039 | 169,123 | 168,028 | 169,656 | 171,563 | 173,137 | 175,712 | 178,694 | 1,882,032 | 1,709,110 |

| 【歳出】      | 16年度    | 17年度    | 18年度    | 19年度    | 20年度    | 21年度    | 22年度    | 23年度    | 24年度    | 25年度    | 26年度    | 16～26 計   | 17～26 計   |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|-----------|
| 人件費       | 35,403  | 35,004  | 36,342  | 37,022  | 36,988  | 36,777  | 36,804  | 35,268  | 35,424  | 34,733  | 34,455  | 394,221   | 358,818   |
| 扶助費       | 20,964  | 21,713  | 22,148  | 22,591  | 23,042  | 23,503  | 23,973  | 24,453  | 24,942  | 25,441  | 25,950  | 258,720   | 237,756   |
| 公債費       | 26,931  | 16,208  | 15,454  | 17,793  | 20,151  | 21,472  | 21,864  | 21,177  | 23,105  | 19,826  | 19,533  | 223,514   | 196,583   |
| 物件費       | 23,194  | 24,454  | 24,678  | 24,976  | 25,210  | 25,588  | 25,972  | 26,362  | 26,757  | 27,159  | 27,566  | 281,916   | 258,722   |
| 維持補修費     | 2,985   | 3,015   | 3,045   | 3,075   | 3,106   | 3,137   | 3,168   | 3,200   | 3,232   | 3,264   | 3,297   | 34,525    | 31,540    |
| 補助費等      | 13,380  | 13,380  | 13,380  | 13,380  | 13,380  | 13,380  | 13,380  | 13,380  | 13,380  | 13,380  | 13,380  | 147,182   | 133,802   |
| 繰出金       | 10,947  | 11,166  | 11,389  | 11,617  | 11,850  | 12,087  | 12,328  | 12,575  | 12,826  | 13,083  | 13,345  | 133,214   | 122,266   |
| 積立金       | 378     | 8,878   | 3,878   | 1,378   | 378     | 378     | 378     | 378     | 378     | 378     | 378     | 17,156    | 16,778    |
| うち合併基金造成  | 0       | 1,500   | 1,500   | 1,000   | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 4,000     | 4,000     |
| 投資・出資金    | 1,699   | 1,699   | 1,699   | 1,699   | 1,699   | 1,699   | 1,699   | 1,699   | 1,699   | 1,699   | 1,699   | 18,686    | 16,987    |
| 貸付金       | 13,484  | 13,484  | 13,484  | 13,484  | 13,484  | 13,484  | 13,484  | 13,484  | 13,484  | 13,484  | 13,484  | 148,322   | 134,839   |
| 予備費       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0         | 0         |
| 投資的経費     | 23,557  | 21,222  | 20,438  | 20,024  | 19,835  | 16,523  | 16,605  | 19,588  | 17,909  | 23,265  | 25,608  | 224,576   | 201,019   |
| うち合併特例債事業 | 0       | 12,537  | 12,537  | 12,537  | 12,537  | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 50,148    | 50,148    |
| 歳出合計      | 172,922 | 170,223 | 165,934 | 167,039 | 169,123 | 168,028 | 169,656 | 171,563 | 173,137 | 175,712 | 178,694 | 1,882,032 | 1,709,110 |

|                |            |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |
|----------------|------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 基金残高           | 11,492     | 18,317  | 19,719  | 19,121  | 18,681  | 14,564  | 12,571  | 12,526  | 9,132   | 9,139   | 9,147   |
| 地方債残高          | 160,940    | 169,115 | 175,440 | 178,404 | 178,207 | 170,287 | 162,534 | 156,797 | 148,280 | 144,942 | 142,711 |
| 公債費負担比率        | 22.9(14.8) | 13.6    | 13.1    | 14.9    | 16.5    | 16.9    | 17.2    | 16.8    | 17.9    | 15.5    | 15.1    |
| 公債費負担比率(特例事業除) | 22.9(14.8) | 14.6    | 14.0    | 14.6    | 15.1    | 13.5    | 12.9    | 12.4    | 13.7    | 11.1    | 10.8    |

## **Ⅸ 計画の推進方策**（今回追加項目）

この計画は、新しい宇都宮のまちづくりの基本指針であり、市民、事業者及び市が、まちづくりの目標や取組む施策事業などについて共通の認識をもち、それぞれが役割を果たすことによって、新市を北関東の中心都市としてふさわしい魅力と機能を備えたまちにしようとするものである。そのためには、計画の普及に努めるとともに、計画に盛込まれた施策等を的確に推進する体制を確立するなどの方策を講じる必要がある。

### **1 地域の個性・特性を伸ばす体制の拡充**

- ・ 上三川・上河内・河内地域においては、新市としての一体性を保ちながら、都市内分権を推進し、住民自治を拡充することにより個性と活気あふれる魅力ある地域づくりを実現するため、地域自治を推進する拠点としての地域行政機関と地域の総意を行政に反映させる住民代表組織をそれぞれの地域に設置し、地域に関する計画の策定や施策事業の推進とともに、建設計画の執行状況等への意見を述べるなど、地域の個性や特性を生かした自立性の高い地域を創造する。
- ・ 宇都宮地域においても、地域の行政拠点を軸とした総合サービスの展開や地域の特性を生かした住民主体のまちづくりを進めるため、地区市民センターを地域まちづくりの総合行政機関として機能を拡充・強化し、地域主体のまちづくりに必要な行政体制の整備を図るとともに、住民による地域課題の解決や地域まちづくり計画の策定などへの支援・調整の体制を充実し、住民自治を基本としたまちづくりを行う地域を実現する。

### **2 パートナーシップ型まちづくりの推進**

- ・ 計画を実現するためには、市の取組はもちろんのこと、市民、事業者、民間団体など様々なまちづくり主体との連携や協働を基本とする取組が不可欠であることから、計画に位置づけた施策事業の内容や進捗状況などの情報を迅速かつ分かりやすく提供し、市民をはじめ様々な主体の意見等の把握に努めるとともに、協働のためのルールづくりや役割分担の明確化などを進め、地域における協働型事業の展開等を図ることにより、市民等と一体となった協働と参画のまちづくりを進める。

### **3 計画の具体化と変化への対応**

- ・ 合併後の10年間に新しい宇都宮を築く基本方針である本計画を受け、自治体の行政運営の拠り所となる総合計画（基本構想・基本計画）を策定することになるが、これらの計画が示すまちづくりの具体化にあたっては、各施策分野の計画の改定や総合計画実施計画の策定において、更に詳細な事業内容や事業量及びスケジュールを明らかにしたうえで、計画的な施

策事業の推進に努める。なお、地域のイベント開催やコミュニティ活動への支援など合併における地域住民の連帯の強化や地域振興等を図るため、これらを実施する財源の一部となる合併特例基金の積み立てを行うとともに、合併移行経費の軽減や各地域のサービス水準の格差是正のため、起債充当率や交付税算入等の観点から有利な施策事業へ合併特例債を適用するなど、財政優遇措置を効果的に活用していくことにより計画の実効性を高める。

- ・ また、計画の推進に当たっては、社会経済状況の変化や市民ニーズなどに適切かつ柔軟に対応するため、計画期間中においても個々の事業内容の検討を行い、時代の変化に対応した戦略的な施策展開に必要な事業の積極的な推進に努める。

# 資 料 編

## 1 新市の概況

### (1) 位置と地勢

#### ③気 候

| 月       | 1月    | 2月   | 3月    | 4月   | 5月    | 6月   | 7月    | 8月    | 9月    | 10月   | 11月  | 12月  |
|---------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|-------|-------|-------|------|------|
| 気 温(℃)  | 4.0   | 5.2  | 9.4   | 14.1 | 16.7  | 20.0 | 26.3  | 26.4  | 21.3  | 16.3  | 7.9  | 3.7  |
| 降水量(mm) | 107.0 | 21.0 | 121.0 | 69.0 | 107.0 | 96.0 | 321.0 | 304.0 | 157.0 | 180.0 | 30.0 | 58.0 |

出典：宇都宮地方気象台「平成14年栃木県気象年報」

### (3) 人口・世帯数

#### ③外国人登録人口

平成14年12月末現在（単位：人）

|            | 合 計    | 中国    | 韓国又は朝鮮 | ブラジル  | フィリピン | タイ    | ペルー   | 米国   | ヴェトナム | イラン  | 英国   | インドネシア | スリランカ | オーストラリア | インド  | スウェーデン | その他   |
|------------|--------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|------|-------|------|------|--------|-------|---------|------|--------|-------|
| 新市(合計)     | 8,120  | 2,487 | 1,369  | 1,260 | 866   | 699   | 330   | 215  | 96    | 78   | 70   | 57     | 53    | 50      | 39   | 5      | 446   |
| 内 宇都宮      | 7,714  | 2,392 | 1,320  | 1,207 | 805   | 645   | 291   | 209  | 96    | 72   | 69   | 53     | 45    | 49      | 28   | 5      | 428   |
| 上三川        | 178    | 34    | 20     | 44    | 14    | 24    | 4     | 4    |       | 3    | 1    | 3      | 8     |         | 11   |        | 8     |
| 上河内        | 57     | 18    | 2      |       | 22    | 8     |       | 1    |       |      |      |        |       |         |      |        | 6     |
| 河 内        | 171    | 43    | 27     | 9     | 25    | 22    | 35    | 1    |       | 3    |      | 1      |       | 1       |      |        | 4     |
| 栃木県全体      | 30,721 | 5,506 | 3,191  | 8,753 | 3,284 | 1,501 | 3,828 | 460  | 562   | 309  | 137  | 320    | 357   | 95      | 162  | 17     | 2,239 |
| 新市内訳(%)    | 100.00 | 30.63 | 16.86  | 15.52 | 10.67 | 8.61  | 4.06  | 2.65 | 1.18  | 0.96 | 0.86 | 0.70   | 0.65  | 0.62    | 0.48 | 0.06   | 5.49  |
| 県内訳(%)     | 100.00 | 17.92 | 10.39  | 28.49 | 10.69 | 4.89  | 12.46 | 1.50 | 1.83  | 1.01 | 0.45 | 1.04   | 1.16  | 0.31    | 0.53 | 0.06   | 7.29  |
| 県に占める割合(%) | 26.4   | 45.2  | 42.9   | 14.4  | 26.4  | 46.6  | 8.6   | 46.7 | 17.1  | 25.2 | 51.1 | 17.8   | 14.8  | 52.6    | 24.1 | 29.4   | 19.9  |

出典：栃木県国際交流課「栃木県外国人登録市町村別・国籍別人員調査表」

### (5) 経 済

#### ①産業別事業所数

平成13年10月1日現在（単位：所）

|         | 総 数     | 農林漁業  | 鉱 業   | 建設業    | 製造業    | 電気・ガス・熱供給・水道業 | 運輸・通信業 | 卸売・小売業・飲食店 | 金融・保険業 | 不動産業  | サービス業  |
|---------|---------|-------|-------|--------|--------|---------------|--------|------------|--------|-------|--------|
| 新 市(合計) | 24,728  | 51    | 19    | 2,579  | 1,632  | 7             | 548    | 11,018     | 476    | 951   | 7,447  |
| 内 宇都宮   | 22,468  | 31    | 11    | 2,207  | 1,390  | 6             | 440    | 10,194     | 453    | 892   | 6,844  |
| 上三川     | 1,089   | 4     | 3     | 211    | 104    | 1             | 72     | 376        | 11     | 38    | 269    |
| 上河内     | 300     | 9     | 5     | 50     | 55     |               | 10     | 89         | 1      | 2     | 79     |
| 河 内     | 871     | 7     |       | 111    | 83     |               | 26     | 359        | 11     | 19    | 255    |
| 栃木県全体   | 100,562 | 427   | 123   | 12,077 | 13,082 | 38            | 2,425  | 40,637     | 1,359  | 3,733 | 26,661 |
| 新市内訳(%) | 100.00  | 0.21  | 0.08  | 10.43  | 6.60   | 0.03          | 2.22   | 44.56      | 1.92   | 3.85  | 30.12  |
| 県内訳(%)  | 100.00  | 0.42  | 0.12  | 12.01  | 13.01  | 0.04          | 2.41   | 40.41      | 1.35   | 3.71  | 26.51  |
| 県に占める割合 | 24.6%   | 11.9% | 15.4% | 21.4%  | 12.5%  | 18.4%         | 22.6%  | 27.1%      | 35.0%  | 25.5% | 27.9%  |

出典：「平成13年事業所・企業統計調査」

## ②産業別従事者数（民営）

平成13年10月1日現在（単位：人）

|         |     | 総 数     | 農林漁業  | 鉱 業   | 建設業    | 製造業     | 電気・ガス・<br>熱供給・<br>水道業 | 運輸・<br>通信業 | 卸売・<br>小売業・<br>飲食店 | 金融・<br>保険業 | 不動産業  | サービス業   |
|---------|-----|---------|-------|-------|--------|---------|-----------------------|------------|--------------------|------------|-------|---------|
| 新 市(合計) |     | 252,039 | 526   | 135   | 22,759 | 52,218  | 902                   | 13,585     | 81,761             | 9,205      | 3,022 | 67,926  |
| 内 訳     | 宇都宮 | 225,141 | 288   | 91    | 20,253 | 40,368  | 878                   | 11,466     | 75,967             | 9,026      | 2,895 | 63,909  |
|         | 上三川 | 15,442  | 68    | 16    | 1,333  | 7,902   | 24                    | 1,329      | 2,773              | 75         | 68    | 1,854   |
|         | 上河内 | 3,135   | 91    | 28    | 428    | 1,358   |                       | 179        | 511                | 1          | 12    | 527     |
|         | 河 内 | 8,321   | 79    |       | 745    | 2,590   |                       | 611        | 2,510              | 103        | 47    | 1,636   |
| 栃木県全体   |     | 874,088 | 4,101 | 1,416 | 78,789 | 250,508 | 2,519                 | 42,625     | 244,304            | 19,806     | 9,079 | 220,941 |
| 新市内訳(%) |     | 100.00  | 0.21  | 0.05  | 9.03   | 20.72   | 0.36                  | 5.39       | 32.44              | 3.65       | 1.20  | 26.95   |
| 県内訳(%)  |     | 100.00  | 0.47  | 0.16  | 9.01   | 28.66   | 0.29                  | 4.88       | 27.95              | 2.27       | 1.04  | 25.28   |
| 県に占める割合 |     | 28.8%   | 12.8% | 9.5%  | 28.9%  | 20.8%   | 35.8%                 | 31.9%      | 33.5%              | 46.5%      | 33.3% | 30.7%   |

出典：「平成13年事業所・企業統計書」

## ③製造品出荷額等（従業員4人以上の事業所）

平成13年12月31日現在

|         | 事業所数（所） | 従事者数（人） | 製造品出荷額等（万円） | 生産額（万円）     |
|---------|---------|---------|-------------|-------------|
| 新市（合計）  | 756     | 40,935  | 211,853,239 | 212,314,552 |
| 内訳      | 宇都宮     | 607     | 29,462      | 138,871,753 |
|         | 上三川     | 62      | 7,631       | 64,559,419  |
|         | 上河内     | 39      | 1,246       | 2,773,653   |
|         | 河内      | 48      | 2,596       | 5,648,414   |
| 栃木県全体   | 6,029   | 203,840 | 765,747,596 | 764,883,349 |
| 県に占める割合 | 12.5%   | 20.1%   | 27.7%       | 27.8%       |

出典：「平成13年工業統計調査」

## ④年間商品販売額

平成14年6月1日現在

|         |     | 商店数（店） |       |        | 従事者数（人） |        |         | 年間商品販売額（万円） |             |             |
|---------|-----|--------|-------|--------|---------|--------|---------|-------------|-------------|-------------|
|         |     | 総数     | 卸売業   | 小売業    | 総数      | 卸売業    | 小売業     | 総数          | 卸売業         | 小売業         |
| 新市（合計）  |     | 6,867  | 2,044 | 4,823  | 55,617  | 21,649 | 33,968  | 283,491,225 | 218,346,233 | 65,144,992  |
| 内 訳     | 宇都宮 | 6,283  | 1,929 | 4,354  | 51,680  | 20,609 | 31,071  | 272,405,251 | 212,413,548 | 59,991,703  |
|         | 上三川 | 275    | 69    | 206    | 2,041   | 635    | 1,406   | 5,724,641   | 3,069,816   | 2,654,825   |
|         | 上河内 | 72     | 9     | 63     | 435     | 192    | 243     | 1,808,123   | 1,501,627   | 306,496     |
|         | 河内  | 237    | 37    | 200    | 1,461   | 213    | 1,248   | 3,553,210   | 1,361,242   | 2,191,968   |
| 栃木県全体   |     | 26,936 | 5,606 | 21,330 | 171,067 | 47,152 | 123,915 | 564,646,041 | 356,165,238 | 208,480,803 |
| 新市内訳（％） |     | 100.0  | 29.8  | 70.2   | 100.0   | 38.9   | 61.1    | 100.0       | 77.0        | 23.0        |
| 県内訳（％）  |     | 100.0  | 20.8  | 79.2   | 100.0   | 27.6   | 72.4    | 100.0       | 63.1        | 36.9        |
| 県に占める割合 |     | 25.5%  | 36.5% | 22.6%  | 32.5%   | 45.9%  | 27.4%   | 50.2%       | 61.3%       | 31.2%       |

出典：「平成14年商業統計調査速報」

## ⑤農業粗生産額

平成12年12月末現在（単位：千万円）

|          |     | 総 額     | 米      | 野 菜    | 畜 産    | その他    |
|----------|-----|---------|--------|--------|--------|--------|
| 新 市 （合計） |     | 2, 791  | 1, 200 | 793    | 275    | 523    |
| 内 訳      | 宇都宮 | 1, 592  | 659    | 370    | 161    | 402    |
|          | 上三川 | 624     | 180    | 334    | 73     | 37     |
|          | 上河内 | 277     | 181    | 53     | 15     | 28     |
|          | 河 内 | 298     | 180    | 36     | 26     | 56     |
| 栃木県全体    |     | 27, 464 | 9, 484 | 6, 499 | 8, 074 | 3, 407 |
| 新市内訳（％）  |     | 100. 0  | 43. 0  | 28. 4  | 9. 9   | 18. 7  |
| 県内訳（％）   |     | 100. 0  | 34. 5  | 23. 7  | 29. 4  | 12. 4  |
| 県に占める割合  |     | 10. 2%  | 12. 7% | 12. 2% | 3. 4%  | 15. 4% |

出典：農林水産省「平成12年生産農業所得統計」

## 2 新市の社会経済の見通し

### (1) 人口の見通し

#### ①総人口

(人)

|       |       | 1985<br>昭60 | 1990<br>平2 | 1995<br>平7 | 2000<br>平12 | 2003<br>平15 | 2006<br>平18 | 2011<br>平23 | 2014<br>平26 |
|-------|-------|-------------|------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|       | 総人口   | 464,780     | 492,462    | 504,915    | 516,981     | 525,150     | 531,564     | 539,604     | 540,218     |
| 地域の人口 | 宇都宮地域 | 405,375     | 426,795    | 435,357    | 443,808     | 449,664     | 453,767     | 458,067     | 456,642     |
|       | 上三川地域 | 25,229      | 27,300     | 27,700     | 29,421      | 30,770      | 31,659      | 32,994      | 33,706      |
|       | 上河内地域 | 7,910       | 8,284      | 9,242      | 9,442       | 9,437       | 9,498       | 9,592       | 9,653       |
|       | 河内地域  | 26,266      | 30,083     | 32,616     | 34,310      | 35,279      | 36,641      | 38,951      | 40,216      |

#### ②年齢構造

##### ◆年齢3区分別人口の推移

(人・%)

|     |        | 1985<br>昭60 | 1990<br>平2 | 1995<br>平7 | 2000<br>平12 | 2003<br>平15 | 2006<br>平18 | 2011<br>平23 | 2014<br>平26 |
|-----|--------|-------------|------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 人口  | 15歳未満  | 108,777     | 96,684     | 85,367     | 79,589      | 78,410      | 77,906      | 76,325      | 74,082      |
|     | 15～64歳 | 316,089     | 345,382    | 357,309    | 362,034     | 362,858     | 360,899     | 355,022     | 343,400     |
|     | 65歳以上  | 39,902      | 49,561     | 61,135     | 74,962      | 83,486      | 92,759      | 108,257     | 122,736     |
| 構成比 | 15歳未満  | 23.4%       | 19.7%      | 16.9%      | 15.4%       | 14.9%       | 14.7%       | 14.1%       | 13.7%       |
|     | 15～64歳 | 68.0%       | 70.3%      | 70.9%      | 70.1%       | 69.1%       | 67.9%       | 65.8%       | 63.6%       |
|     | 65歳以上  | 8.6%        | 10.1%      | 12.1%      | 14.5%       | 15.9%       | 17.5%       | 20.1%       | 22.7%       |

##### ◆地域別年齢3区分別人口構成比の推移

(%)

|     |        | 1985<br>昭60 | 1990<br>平2 | 1995<br>平7 | 2000<br>平12 | 2003<br>平15 | 2006<br>平18 | 2011<br>平23 | 2014<br>平26 |
|-----|--------|-------------|------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 宇都宮 | 15歳未満  | 23.3%       | 19.4%      | 16.6%      | 15.2%       | 14.7%       | 14.5%       | 13.9%       | 13.4%       |
|     | 15～64歳 | 68.2%       | 70.6%      | 71.3%      | 70.3%       | 69.2%       | 67.9%       | 65.7%       | 63.5%       |
|     | 65歳以上  | 8.5%        | 10.0%      | 12.1%      | 14.6%       | 16.0%       | 17.6%       | 20.3%       | 23.1%       |
| 上三川 | 15歳未満  | 23.5%       | 20.8%      | 19.7%      | 17.9%       | 17.5%       | 17.0%       | 16.4%       | 16.2%       |
|     | 15～64歳 | 67.2%       | 68.8%      | 68.0%      | 68.2%       | 68.1%       | 67.8%       | 67.4%       | 66.0%       |
|     | 65歳以上  | 9.2%        | 10.3%      | 12.3%      | 14.0%       | 14.5%       | 15.2%       | 16.2%       | 17.8%       |
| 上河内 | 15歳未満  | 20.3%       | 19.2%      | 18.8%      | 16.1%       | 14.7%       | 13.8%       | 13.2%       | 13.6%       |
|     | 15～64歳 | 65.2%       | 63.4%      | 62.6%      | 63.7%       | 64.5%       | 65.1%       | 65.1%       | 62.6%       |
|     | 65歳以上  | 14.5%       | 17.4%      | 18.6%      | 20.1%       | 20.8%       | 21.2%       | 21.7%       | 23.9%       |
| 河内  | 15歳未満  | 26.0%       | 22.3%      | 18.9%      | 16.2%       | 15.3%       | 15.1%       | 15.0%       | 15.0%       |
|     | 15～64歳 | 65.9%       | 68.5%      | 70.4%      | 70.9%       | 70.3%       | 68.8%       | 65.5%       | 62.3%       |
|     | 65歳以上  | 8.1%        | 9.2%       | 10.7%      | 12.9%       | 14.4%       | 16.2%       | 19.5%       | 22.7%       |

#### ③世帯数

##### ◆世帯数の推移

(世帯)

|        |       | 1985<br>昭60 | 1990<br>平2 | 1995<br>平7 | 2000<br>平12 | 2003<br>平15 | 2006<br>平18 | 2011<br>平23 | 2014<br>平26 |
|--------|-------|-------------|------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|        | 総世帯数  | 143,102     | 161,944    | 176,269    | 189,684     | 196,993     | 204,370     | 214,941     | 219,211     |
| 地域の世帯数 | 宇都宮地域 | 127,808     | 143,340    | 156,415    | 167,494     | 173,496     | 179,437     | 187,822     | 190,986     |
|        | 上三川地域 | 6,706       | 8,182      | 7,885      | 8,888       | 9,550       | 10,137      | 11,016      | 11,460      |
|        | 上河内地域 | 1,783       | 2,008      | 2,335      | 2,516       | 2,601       | 2,714       | 2,872       | 2,970       |
|        | 河内地域  | 6,805       | 8,414      | 9,634      | 10,786      | 11,342      | 12,094      | 13,252      | 13,875      |



◆世帯人員の推移

|          |       | 1985<br>昭60 | 1990<br>平2 | 1995<br>平7 | 2000<br>平12 | 2003<br>平15 | 2006<br>平18 | 2011<br>平23 | 2014<br>平26 |
|----------|-------|-------------|------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 世帯人員数    |       | 3.25        | 3.04       | 2.86       | 2.73        | 2.67        | 2.60        | 2.51        | 2.46        |
| 地域の世帯人員数 | 宇都宮地域 | 3.17        | 2.98       | 2.78       | 2.65        | 2.59        | 2.53        | 2.44        | 2.39        |
|          | 上三川地域 | 3.76        | 3.34       | 3.51       | 3.31        | 3.22        | 3.12        | 3.00        | 2.94        |
|          | 上河内地域 | 4.44        | 4.13       | 3.96       | 3.75        | 3.63        | 3.50        | 3.34        | 3.25        |
|          | 河内地域  | 3.86        | 3.58       | 3.39       | 3.18        | 3.11        | 3.03        | 2.94        | 2.90        |

④交流人口（昼間人口）

◆昼間人口の推移

|         |       | 1985<br>昭60 | 1990<br>平2 | 1995<br>平7 | 2000<br>平12 | 2003<br>平15 | 2006<br>平18 | 2011<br>平23 | 2014<br>平26 |
|---------|-------|-------------|------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 昼間人口    |       | 489,563     | 520,274    | 535,484    | 546,451     | 559,567     | 566,552     | 572,872     | 571,758     |
| 地域の昼間人口 | 宇都宮地域 | 435,857     | 464,168    | 479,006    | 486,477     | 495,769     | 501,893     | 506,943     | 505,437     |
|         | 上三川地域 | 29,515      | 30,967     | 29,597     | 29,710      | 30,306      | 30,557      | 30,596      | 30,418      |
|         | 上河内地域 | 6,772       | 7,152      | 7,903      | 7,885       | 7,893       | 7,905       | 7,938       | 7,960       |
|         | 河内地域  | 20,742      | 22,297     | 23,808     | 25,526      | 25,598      | 26,198      | 27,395      | 27,943      |

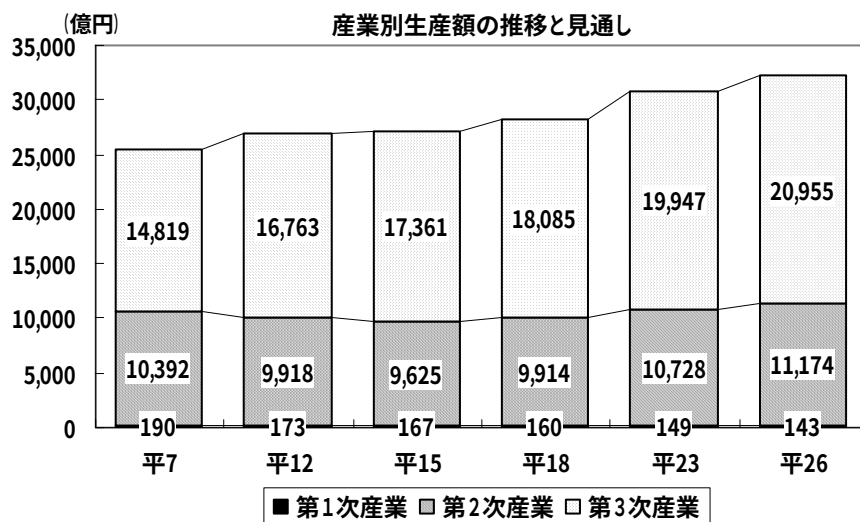
◆昼夜間人口比率の推移

|           |       | 1985<br>昭60 | 1990<br>平2 | 1995<br>平7 | 2000<br>平12 | 2003<br>平15 | 2006<br>平18 | 2011<br>平23 | 2014<br>平26 |
|-----------|-------|-------------|------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 昼夜間人口比    |       | 105.3%      | 105.6%     | 106.1%     | 105.7%      | 106.6%      | 106.6%      | 106.2%      | 105.8%      |
| 地域の昼夜間人口比 | 宇都宮地域 | 107.5%      | 108.8%     | 110.0%     | 109.6%      | 110.3%      | 110.6%      | 110.7%      | 110.7%      |
|           | 上三川地域 | 117.0%      | 113.4%     | 106.8%     | 101.0%      | 98.5%       | 96.5%       | 92.7%       | 90.2%       |
|           | 上河内地域 | 85.6%       | 86.3%      | 85.5%      | 83.5%       | 83.6%       | 83.2%       | 82.8%       | 82.5%       |
|           | 河内地域  | 79.0%       | 74.1%      | 73.0%      | 74.4%       | 72.6%       | 71.5%       | 70.3%       | 69.5%       |

（２）経済の見通し

①経済規模

◆市内総生産額の推移



◆地域別産業別総生産額の構成比の推移

(%)

|     |       | 1995<br>平7 | 2000<br>平12 | 2003<br>平15 | 2006<br>平18 | 2011<br>平23 | 2014<br>平26 |
|-----|-------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 宇都宮 | 第1次産業 | 0.5%       | 0.4%        | 0.4%        | 0.4%        | 0.3%        | 0.3%        |
|     | 第2次産業 | 38.4%      | 33.5%       | 31.9%       | 31.7%       | 31.4%       | 31.4%       |
|     | 第3次産業 | 61.1%      | 66.1%       | 67.7%       | 68.0%       | 68.2%       | 68.3%       |
| 上三川 | 第1次産業 | 2.3%       | 1.8%        | 1.8%        | 1.7%        | 1.5%        | 1.4%        |
|     | 第2次産業 | 73.6%      | 74.8%       | 73.3%       | 72.4%       | 70.9%       | 70.2%       |
|     | 第3次産業 | 24.1%      | 23.4%       | 25.0%       | 26.0%       | 27.6%       | 28.5%       |
| 上河内 | 第1次産業 | 5.2%       | 5.0%        | 4.5%        | 4.0%        | 3.3%        | 3.0%        |
|     | 第2次産業 | 53.4%      | 53.5%       | 54.6%       | 55.4%       | 56.2%       | 56.7%       |
|     | 第3次産業 | 41.4%      | 41.5%       | 41.0%       | 40.6%       | 40.5%       | 40.3%       |
| 河内  | 第1次産業 | 3.3%       | 2.6%        | 2.3%        | 2.0%        | 1.5%        | 1.3%        |
|     | 第2次産業 | 38.0%      | 37.8%       | 38.9%       | 39.7%       | 40.2%       | 40.6%       |
|     | 第3次産業 | 58.8%      | 59.6%       | 58.8%       | 58.3%       | 58.3%       | 58.0%       |

②就業人口の見通し

◆産業別就業者数及び構成比の推移

単位:人

|      |       | 1985<br>昭60 | 1990<br>平2 | 1995<br>平7 | 2000<br>平12 | 2003<br>平15 | 2006<br>平18 | 2011<br>平23 | 2014<br>平26 |
|------|-------|-------------|------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 就業者数 | 第1次産業 | 17,330      | 14,183     | 12,207     | 10,021      | 9,337       | 8,618       | 7,571       | 7,020       |
|      | 第2次産業 | 82,414      | 92,231     | 89,705     | 85,406      | 85,640      | 84,630      | 82,240      | 80,314      |
|      | 第3次産業 | 149,176     | 167,629    | 185,784    | 192,393     | 198,513     | 201,340     | 203,235     | 202,442     |
|      | 合計    | 248,910     | 274,043    | 287,696    | 287,820     | 293,490     | 294,588     | 293,047     | 289,775     |
| 構成比  | 第1次産業 | 7.0%        | 5.2%       | 4.2%       | 3.5%        | 3.2%        | 2.9%        | 2.6%        | 2.4%        |
|      | 第2次産業 | 33.1%       | 33.7%      | 31.2%      | 29.7%       | 29.2%       | 28.7%       | 28.1%       | 27.7%       |
|      | 第3次産業 | 59.9%       | 61.2%      | 64.6%      | 66.8%       | 67.6%       | 68.3%       | 69.4%       | 69.9%       |

## 第 3 回

# 宇都宮地域合併協議会 参 考 資 料

## 合併協定項目の審議状況

| 区分等           | 項   | 目                   | 名 | 提        | 案 | 審   | 議 | 状 | 況 | 備 | 考 |
|---------------|-----|---------------------|---|----------|---|-----|---|---|---|---|---|
| 基本的事項         |     |                     |   |          |   |     |   |   |   |   |   |
|               | 1   | 合併の方式               |   | 第 1 回協議会 |   | 承認済 |   |   |   |   |   |
|               | 2   | 合併の期日               |   |          |   |     |   |   |   |   |   |
|               | 3   | 新市の名称               |   | 第 1 回協議会 |   | 承認済 |   |   |   |   |   |
|               | 4   | 新市の事務所の位置           |   | 第 1 回協議会 |   | 承認済 |   |   |   |   |   |
| 合併特例法に基づく協議事項 |     |                     |   |          |   |     |   |   |   |   |   |
|               | 5   | 議会の議員の定数及び任期の取扱い    |   |          |   |     |   |   |   |   |   |
|               | 6   | 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い |   |          |   |     |   |   |   |   |   |
|               | 7   | 地方税の取扱い             |   |          |   |     |   |   |   |   |   |
|               | 8   | 一般職の職員の身分の取扱い       |   | 第 2 回協議会 |   | 承認済 |   |   |   |   |   |
| その他の協議事項      |     |                     |   |          |   |     |   |   |   |   |   |
|               | 9   | 地域自治制度（地域審議会等）の取扱い  |   |          |   |     |   |   |   |   |   |
|               | 1 0 | 財産の取扱い              |   | 第 3 回協議会 |   |     |   |   |   |   |   |
|               | 1 1 | 特別職の身分の取扱い          |   |          |   |     |   |   |   |   |   |
|               | 1 2 | 条例，規則等の取扱い          |   | 第 2 回協議会 |   | 承認済 |   |   |   |   |   |
|               | 1 3 | 事務組織及び機構の取扱い        |   |          |   |     |   |   |   |   |   |
|               | 1 4 | 一部事務組合の取扱い          |   |          |   |     |   |   |   |   |   |
|               | 1 5 | 使用料，手数料等の取扱い        |   |          |   |     |   |   |   |   |   |

|        |     |              |          |     |  |
|--------|-----|--------------|----------|-----|--|
|        | 1 6 | 公共的団体等の取扱い   | 第 3 回協議会 |     |  |
|        | 1 7 | 補助金・交付金等の取扱い |          |     |  |
|        | 1 8 | 町名・字名の取扱い    |          |     |  |
|        | 1 9 | 慣行の取扱い       | 第 2 回協議会 | 承認済 |  |
|        | 2 0 | 各種事務事業の取扱い   |          |     |  |
|        |     | 消防団の取扱い      | 第 2 回協議会 | 承認済 |  |
|        |     | 介護保険事業の取扱い   | 第 2 回協議会 | 承認済 |  |
| 市町建設計画 |     |              |          |     |  |
|        | 2 1 | 市町建設計画       |          |     |  |

|                     |                                                  |            |           |           |           |        |
|---------------------|--------------------------------------------------|------------|-----------|-----------|-----------|--------|
| 協定項目                | 財産の取扱い                                           |            |           |           | 所管専門部会名   | 総務専門部会 |
| 調整の方向性              | 上三川町，上河内町，河内町の財産（権利及び義務を含む。）は，すべて宇都宮市に引き継ぐものとする。 |            |           |           |           |        |
| 現 状 ・ 課 題 ・ 対 応     |                                                  |            |           |           |           |        |
| 財産の状況（平成15年3月31日現在） |                                                  |            |           |           |           |        |
| 財 産 の 種 別           |                                                  | 宇 都 宮 市    | 上 三 川 町   | 上 河 内 町   | 河 内 町     |        |
| 1．公有財産              |                                                  |            |           |           |           |        |
| (1) 土地・建物           | 土地（㎡）                                            | 8,145,955  | 762,762   | 988,929   | 948,058   |        |
|                     | 建物（㎡）                                            | 1,296,790  | 92,273    | 36,601    | 94,684    |        |
| (2) 山林              | 山林（㎡）                                            | 1,297,908  | —         | 841,264   | —         |        |
|                     | 並木杉（本）                                           | 1          | 1         | 1         | 1         |        |
| (3) 物権              | 地上権（㎡）                                           | 4,302      | —         | —         | —         |        |
|                     | 温泉権（件）                                           | 1          | —         | 1         | —         |        |
| (4) 無体財産（件）         |                                                  | 9          | —         | —         | —         |        |
| (5) 有価証券（千円）        |                                                  | 846,678    | —         | —         | —         |        |
| (6) 出資による権利         | 出資金（千円）                                          | 93,670     | 36,560    | 5,282     | 210       |        |
|                     | 出捐金（千円）                                          | 1,573,739  | 31,986    | 25,986    | 10,820    |        |
| 2．物品（件）             |                                                  | 3,251      | 331       | 59        | 400       |        |
| 3．債権（千円）            |                                                  | 1,817,292  | 41,444    | —         | —         |        |
| 4．基金                | 現金（千円）                                           | 27,000,895 | 4,086,553 | 1,343,241 | 5,201,638 |        |
|                     | 土地（千円）                                           | 421,241    | 98,258    | 195,853   | 300,294   |        |
|                     | その他（千円）                                          | 3,750,399  | —         | —         | —         |        |
|                     | 山林（㎡）                                            | 825,633    | —         | —         | —         |        |
|                     | 立木（㎡）                                            | 14,390     | —         | —         | —         |        |

１．公有財産の内訳

(1) 土地・建物の内訳

(単位：㎡)

| 区 分  |       |      | 土 地       |         |         |         |            | 建 物       |        |        |        |           |
|------|-------|------|-----------|---------|---------|---------|------------|-----------|--------|--------|--------|-----------|
|      |       |      | 宇都宮市      | 上三川町    | 上河内町    | 河内町     | 合計         | 宇都宮市      | 上三川町   | 上河内町   | 河内町    | 合計        |
| 行政財産 | 公用財産  | 本庁舎  | 27,311    | 24,144  | 9,434   | 6,378   | 67,267     | 49,653    | 7,012  | 3,908  | 3,294  | 63,867    |
|      |       | 消防施設 | 40,454    | 985     | 3,704   | 2,942   | 48,085     | 22,625    | 0      | 978    | 1,073  | 24,676    |
|      |       | その他  | 790,905   | 11,039  | 0       | 2,729   | 804,673    | 90,375    | 1,030  | 0      | 1,904  | 93,309    |
|      |       | 計    | 858,670   | 36,168  | 13,138  | 12,049  | 920,025    | 162,653   | 8,042  | 4,886  | 6,271  | 181,852   |
|      | 公共用財産 | 学校   | 1,779,725 | 266,016 | 92,219  | 281,397 | 2,419,357  | 588,642   | 56,721 | 20,595 | 63,011 | 728,969   |
|      |       | 公営住宅 | 270,221   | 15,246  | 0       | 0       | 285,467    | 217,937   | 8,599  | 0      | 0      | 226,536   |
|      |       | 公園   | 2,203,959 | 207,073 | 22,060  | 332,800 | 2,765,892  | 6,962     | 274    | 105    | 4,681  | 12,022    |
|      |       | その他  | 2,435,941 | 156,077 | 157,514 | 227,546 | 2,977,078  | 279,696   | 18,511 | 9,881  | 20,588 | 328,676   |
|      |       | 計    | 6,689,846 | 644,412 | 271,793 | 841,743 | 8,447,794  | 1,093,237 | 84,105 | 30,581 | 88,280 | 1,296,203 |
|      | 行政財産計 |      | 7,548,516 | 680,580 | 284,931 | 853,792 | 9,367,819  | 1,255,890 | 92,147 | 35,467 | 94,551 | 1,478,055 |
| 普通財産 | 山林    |      | 139,390   | 0       | 693,864 | 0       | 833,254    | 0         | 0      | 0      | 0      | 0         |
|      | その他   |      | 458,049   | 82,182  | 10,134  | 94,266  | 644,631    | 40,900    | 126    | 1,134  | 132    | 42,292    |
|      | 普通財産計 |      | 597,439   | 82,182  | 703,998 | 94,266  | 1,477,885  | 40,900    | 126    | 1,134  | 132    | 42,292    |
| 合 計  |       |      | 8,145,955 | 762,762 | 988,929 | 948,058 | 10,845,704 | 1,296,790 | 92,273 | 36,601 | 94,683 | 1,520,347 |

## (2) 山林の内訳

| 土地の権利の区分 | 宇 都 宮 市   |                | 上 三 川 町 |                | 上 河 内 町 |                | 河 内 町  |                |
|----------|-----------|----------------|---------|----------------|---------|----------------|--------|----------------|
|          | 面積 (㎡)    | 立木推定<br>蓄積量(㎥) | 面積 (㎡)  | 立木推定<br>蓄積量(㎥) | 面積 (㎡)  | 立木推定<br>蓄積量(㎥) | 面積 (㎡) | 立木推定<br>蓄積量(㎥) |
| 所 有      | 139,390   | 2,165          | —       | —              | 693,864 | 8,813          | —      | —              |
| 分 収      | 1,158,518 | 21,965         | —       | —              | 147,400 | 2,121          | —      | —              |
| 並 木 杉    | —         | 1 本            | —       | 1 本            | —       | 1 本            | —      | 1 本            |
| 合 計      | 1,297,908 | 24,130         | —       | —              | 841,264 | 10,934         | —      | —              |
|          |           | 1 本            |         | 1 本            |         | 1 本            |        | 1 本            |

## (3) 物権の内訳

| 区 分   | 宇 都 宮 市 | 上 三 川 町 | 上 河 内 町 | 河 内 町 |
|-------|---------|---------|---------|-------|
| 地 上 権 | 4,302 ㎡ | —       | —       | —     |
| 温 泉 権 | 1 件     | —       | 1 件     | —     |

## (4) 無体財産権の内訳

| 区 分   | 宇 都 宮 市 | 上 三 川 町 | 上 河 内 町 | 河 内 町 |
|-------|---------|---------|---------|-------|
| 著 作 権 | 8 件     | —       | —       | —     |
| 出 版 権 | 1 件     | —       | —       | —     |

## (5) 有価証券の内訳

単位：円

| 区 分 | 宇 都 宮 市     | 上 三 川 町 | 上 河 内 町 | 河 内 町 |
|-----|-------------|---------|---------|-------|
| 株 券 | 846,678,000 | —       | —       | —     |

## (6) 出資による権利の内訳

単位：円

| 区 分   | 宇 都 宮 市       | 上 三 川 町    | 上 河 内 町    | 河 内 町      |
|-------|---------------|------------|------------|------------|
| 出 資 金 | 93,670,000    | 36,560,000 | 5,282,000  | 210,000    |
| 出 捐 金 | 1,573,739,000 | 31,986,000 | 25,986,000 | 10,820,000 |
| 合 計   | 1,667,409,000 | 68,546,000 | 31,268,000 | 11,030,000 |



2. 物品の内訳（決算書登載品目・1件50万円以上）

| 区 分           | 宇都宮市  | 上三川町 | 上河内町 | 河内町 | 合 計   |
|---------------|-------|------|------|-----|-------|
| 乗用自動車         | 39    | 13   | 12   | 19  | 83    |
| 乗用以外の自動車      | 404   | 36   | 19   | 55  | 514   |
| 消防関係車両        | 203   | 14   | 14   | 41  | 272   |
| 事務用機器類        | 529   | 14   | 11   | 243 | 797   |
| 作業用機器類        | 78    | 0    | 0    | 9   | 87    |
| 計器類           | 100   | 0    | 0    | 0   | 100   |
| 写真・光学機器類      | 68    | 0    | 0    | 0   | 68    |
| 医療機器類         | 87    | 0    | 2    | 0   | 89    |
| 厨房用機器類        | 362   | 0    | 0    | 0   | 362   |
| 学校用教材用具類      | 256   | 41   | 1    | 33  | 331   |
| 装飾・造作用具類（美術品） | 730   | 0    | 0    | 0   | 730   |
| その他の物品        | 395   | 213  | 0    | 0   | 608   |
| 合 計           | 3,251 | 331  | 59   | 400 | 4,041 |

3. 債権の内訳

単位：円

| 宇 都 宮 市     |               | 上 三 川 町   |            | 上 河 内 町 |   | 河 内 町 |   |
|-------------|---------------|-----------|------------|---------|---|-------|---|
| 奨学資金貸付金     | 1,314,202,600 | 住宅新築資金貸付金 | 26,147,580 | —       | — | —     | — |
| 農業集落排水事業分担金 | 0             | 住宅改修資金貸付金 | 545,700    | —       | — | —     | — |
| 母子寡婦福祉資金貸付金 | 503,089,645   | 宅地取得金貸付金  | 14,751,000 | —       | — | —     | — |
| 合 計         | 1,817,292,245 | 合 計       | 41,444,280 | 合 計     | — | 合 計   | — |

#### 4. 基金の内訳

##### (1) 現金・土地・その他

単位：円

| 宇 都 宮 市    |                | 上 三 川 町     |               | 上 河 内 町    |               | 河 内 町       |               |
|------------|----------------|-------------|---------------|------------|---------------|-------------|---------------|
| 財政調整基金     | 7,188,190,612  | 財政調整基金      | 435,441,279   | 財政調整基金     | 480,316,000   | 財政調整基金      | 683,840,000   |
| 国民健康保険給付基金 | 2,669,822,081  | 国民健康保険給付基金  | 114,503,781   | 国保財政調整基金   | 125,933,000   | 国保財政調整基金    | 162,112,000   |
| 減債基金       | 6,317,814,489  | 町債管理基金      | 677,442,870   | 減債基金       | 349,557,000   | 減債基金        | 1,168,735,000 |
| 介護給付基金     | 1,362,361,752  | 介護給付準備基金    | 115,455,183   | 介護保険事業基金   | 244,000       | 介護保険介護給付基金  | 32,699,000    |
| 土地開発基金     | 2,243,761,078  | 土地開発基金      | 485,861,100   | 土地開発基金     | 300,581,000   | 土地開発基金      | 134,988,000   |
| 国保高額療養貸付基金 | 20,000,000     | 地域振興基金      | 880,196,956   | 国保高額療養貸付基金 | 8,000,000     | 国保高額療養貸付基金  | 20,124,000    |
| 職員退職手当基金   | 5,095,641,303  | 同和对策住宅資金    | 13,489,318    | 公務災害補償基金   | 10,000,000    | 公共施設整備基金    | 1,184,283,000 |
| 国際親善交流基金   | 34,273,318     | 清掃施設整備基金    | 500,811,830   | 教育施設整備基金   | 175,179,000   | 庁舎建設基金      | 1,304,644,000 |
| 都市緑化基金     | 625,130,214    | 町営住宅施設整備基金  | 91,456,731    | 地域づくり振興基金  | 89,284,000    | ふくさとまちづくり基金 | 207,515,000   |
| 社会福祉基金     | 1,221,218,264  | 義務教育施設整備基金  | 311,617,596   |            |               | 地域振興基金      | 42,030,000    |
| 河川環境基金     | 315,156,400    | 勤労者住宅資金貸付基金 | 68,580,000    |            |               | 地域福祉基金      | 260,668,000   |
| 公共施設等整備基金  | 1,127,876,667  | 商工振興融資事業基金  | 146,264,000   |            |               |             |               |
| 競輪場整備基金    | 2,151,321,599  | ふるさと人材育成基金  | 95,774,215    |            |               |             |               |
| 中央卸売市場整備基金 | 286,392,000    | 社会福祉基金      | 247,916,495   |            |               |             |               |
| 市民活動助成基金   | 6,389,707      |             |               |            |               |             |               |
| 宇都宮城復元基金   | 1,186,080      |             |               |            |               |             |               |
| 用品調達基金     | 6,000,000      |             |               |            |               |             |               |
| 美術品等収集基金   | 500,000,000    |             |               |            |               |             |               |
| 合 計        | 31,172,535,564 | 合 計         | 4,184,811,354 | 合 計        | 1,539,094,000 | 合 計         | 5,501,932,000 |

※ 1 市 3 町基金合計 42,398,372,918 円

##### (2) 山林・立木

| 宇 都 宮 市              |         | 上 三 川 町 |  | 上 河 内 町 |  | 河 内 町 |  |
|----------------------|---------|---------|--|---------|--|-------|--|
| 山林 (m <sup>2</sup> ) | 825,633 |         |  |         |  |       |  |
| 立木 (m <sup>3</sup> ) | 14,390  |         |  |         |  |       |  |

## 財産の取扱い

### (1) 先進事例

#### ア 新潟市の例（平成 13 年 1 月 1 日合併 編入 1 市 1 町）

黒埼町の財産（権利及び義務を含む。）及び公の施設は、すべて新潟市に引き継ぐものとする。

#### イ 新発田市の例（平成 15 年 7 月 7 日合併 編入 1 市 1 町）

豊浦町の財産（権利及び義務を含む。）及び公の施設は、すべて合併後の新発田市に引き継ぐものとする。

#### ウ 前橋市の例（平成 16 年 12 月 5 日合併予定 編入 1 市 1 町 2 村）

勢多郡大胡町、宮城村及び粕川村の財産（権利及び義務を含む。）は、すべて前橋市に引き継ぐものとする。

※各市とも「権利及び義務」は財産に付随する権利等を、総論として表現しているもので、特定の財産を意味しているものではない。

※「公の施設」は、地方自治法第 2 4 4 条により、地方自治体の設置義務や利用を規定しているが、財産としての意味合いはない。

### (2) 関係法令

#### ○地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）

（財産の管理及び処分）

第 2 3 7 条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

2～3 略

（公有財産の範囲及び分類）

第 2 3 8 条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）という。

① 不動産

②～③ 略

④ 地上権, (以下略)

⑤ 特許権, 著作権, (以下略)

⑥ 株券～その他これらに準ずる有価証券

⑦ 出資による権利

⑧ 略

2～3 略

| 協定項目            |             | 公共的団体等の取扱い                                                                                                                            |                       | 所管専門部会名               | 総務専門部会               |
|-----------------|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|
| 調整の方向性          |             | 公共的団体等については、地方自治法第157条に規定する総合調整権に基づき、新市の速やかな一体性の確立に資するため、各団体の実情を尊重しながら、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。<br>なお、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。 |                       |                       |                      |
| 現 状 ・ 課 題 ・ 対 応 |             |                                                                                                                                       |                       |                       |                      |
| 公共的団体等の主な例      |             |                                                                                                                                       |                       |                       |                      |
|                 | 項 目         | 宇 都 宮 市                                                                                                                               | 上 三 川 町               | 上 河 内 町               | 河 内 町                |
| 1               | 明るい選挙推進協議会  | 宇都宮市明るい選挙推進協議会                                                                                                                        | 上三川町明るい選挙推進協議会        |                       | 河内町明るい選挙推進協議会        |
| 2               | 防犯協会        | 宇河防犯協会                                                                                                                                | 上三川町防犯協会              | 上河内町防犯協会・宇河防犯協会       | 宇河防犯協会               |
| 3               | 自衛消防協会      | 宇都宮自衛消防協会                                                                                                                             |                       |                       |                      |
| 4               | 危険物保安協会     | 宇都宮危険物保安協会                                                                                                                            | 石橋地区危険物保安協会           |                       |                      |
| 5               | 社会福祉協議会     | 宇都宮市社会福祉協議会                                                                                                                           | 上三川町社会福祉協議会           | 上河内町社会福祉協議会           | 河内町社会福祉協議会           |
| 6               | 保護区保護司会     | 宇都宮保護区保護司会                                                                                                                            | 石橋保護区保護司会             | 上河内町保護司会（宇都宮保護区）      | 河内町保護司会（宇都宮保護区）      |
| 7               | 更正保護婦人会     | 宇都宮更正保護婦人会                                                                                                                            | 上三川町更生保護女性会           | 上河内町更正保護女性会           | 河内町更正保護女性会           |
| 8               | 母子寡婦福祉会     | 宇都宮市母子寡婦福祉連合会                                                                                                                         |                       | 上河内町母子寡婦福祉会           | 河内町母子寡婦福祉会           |
| 9               | 老人クラブ連合会    | 宇都宮市老人クラブ連合会                                                                                                                          | 上三川町老人クラブ連合会          | 上河内町老人クラブ連合会          | 河内町老人クラブ連合会          |
| 10              | 身体障害者福祉協会   | 宇都宮障害者福祉会連合会                                                                                                                          | 上三川町身体障害者福祉会          | 上河内町身体障害者福祉会          | 河内町身体障害者福祉会          |
| 11              | 民生委員児童委員協議会 | 宇都宮市民生委員児童委員協議会                                                                                                                       | 上三川町民生児童委員協議会         | 上河内町民生委員児童委員協議会       | 河内町民生委員児童委員協議会       |
| 12              | 日本赤十字社      | 日本赤十字社栃木県支部<br>宇都宮市地区                                                                                                                 | 日本赤十字社栃木県支部<br>上三川町分区 | 日本赤十字社栃木県支部<br>上河内町分区 | 日本赤十字社栃木県支部<br>河内町分区 |

|    | 項 目         | 宇 都 宮 市         | 上 三 川 町         | 上 河 内 町            | 河 内 町         |
|----|-------------|-----------------|-----------------|--------------------|---------------|
| 13 | 医師会         | 宇都宮市医師会         | 小山地区医師会         | 宇都宮市医師会            |               |
| 14 | 歯科医師会       | 宇都宮市歯科医師会       |                 |                    |               |
| 15 | 薬剤師会        | 宇都宮市薬剤師会        |                 |                    |               |
| 16 | 農業協同組合      | 宇都宮農業協同組合       |                 |                    |               |
| 17 | 森林組合        | 宇都宮市森林組合        |                 | 上河内町森林組合           |               |
| 18 | 自衛防疫協議会     | 宇都宮市家畜防疫団体連絡協議会 | 上三川町自衛防疫推進協議会   |                    |               |
| 19 | シルバー人材センター  | 宇都宮市シルバー人材センター  | 上三川町シルバー人材センター  | (社) 上河内町シルバー人材センター | 河内町シルバー人材センター |
| 20 | 商工会議所，商工会   | 宇都宮商工会議所        | 上三川町商工会         | 上河内町商工会            | 河内町商工会        |
| 21 | 観光コンベンション協会 | 宇都宮観光コンベンション協会  | 上三川町観光協会        | 上河内町観光協会           |               |
| 22 | 青年団協議会      | 宇都宮市青年団協議会      |                 |                    |               |
| 23 | 自治会連合会      | 宇都宮市自治会連合会      | 上三川町自治会長連絡協議会   | 上河内町自治会長連絡協議会      | 河内町自治会長連合会    |
| 24 | 地域婦人連絡協議会   | 宇都宮市女性団体連絡協議会   | 上三川町女性団体連絡協議会   | 上河内町女性団体連絡協議会      | 河内町女性団体連絡協議会  |
| 25 | 子ども会育成連絡協議会 | 宇都宮市子ども会連合会     | 上三川町子ども会連合会     | 上河内町子供育成会連絡協議会     | 河内町子ども会連合会    |
| 26 | ボランティア協会    | 宇都宮ボランティア協会     | 上三川町ボランティア連絡協議会 | 上河内町社会教育ボランティア会    |               |
| 27 | 体育協会        | 宇都宮市体育協会        | 上三川町体育協会        | 上河内町体育協会           | 河内町体育協会       |
| 28 | 体育指導委員会     | 宇都宮市体育指導委員会     | 上三川町体育指導委員会     | 上河内町体育指導委員連絡協議会    | 河内町体育指導委員会    |
| 29 | スポーツ少年団本部   | 宇都宮市スポーツ少年団本部   | 上三川町スポーツ少年団     | 上河内町スポーツ少年団本部      | 河内町スポーツ少年団    |

|    | 項 目        | 宇 都 宮 市        | 上 三 川 町            | 上 河 内 町        | 河 内 町         |
|----|------------|----------------|--------------------|----------------|---------------|
| 30 | 文化協会       | 宇都宮市文化協会       | 上三川町文化協会           | 上河内町文化協会       | 河内町文化協会       |
| 31 | 青少年健全育成協議会 | 宇都宮市青少年団体連絡協議会 | 上三川町青年連絡協議会        | 上河内町青少年育成協議会   | 河内町青少年育成町民会議  |
| 32 | P T A連合会   | 宇都宮市P T A連合会   | 上三川町小中学校P T A連絡協議会 | 上河内町P T A連絡協議会 | 河内町P T A連絡協議会 |
| 33 | その他        | その他の公共的団体等     |                    |                |               |

【1つの市域（または2以上の市町村域）に1団体のみ設置となるもの】

- ・ 社会福祉協議会（社会福祉法）
- ・ 保護区保護司会（保護司法）
- ・ 日本赤十字社（日本赤十字社法，日本赤十字社定款）
- ・ シルバー人材センター（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律）

【市域を数区域に分けて設置するとともに，市域全体での連合体を有するもの】

- ・ 民生委員児童委員協議会（民生委員法，児童福祉法）

【1つの市域に複数の団体を設置することが可能なもの】

- ・ 商工会議所，商工会（商工会議所法，商工会法）

## 公共的団体等の取扱い

### (1) 先進事例

#### ア 新潟市の例（平成 13 年 1 月 1 日 編入 1 市 1 町）

公共的団体等については、合併後一元化することが望ましいものもあることから、それぞれの実情を尊重しながら、下記のとおり調整に努める。

- ①両市町に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努める。
- ②独自の目的を持った団体は、自主的な判断に委ねる。
- ③統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努める。

#### イ さいたま市の例（平成 13 年 5 月 1 日合併 新設 3 市）

共通の目的を持ち、3 市合併により一体性が必要とされる公共的団体については、特別の事情がある場合を除き、各団体の実情を尊重しながら、統合または再編するよう調整に努めるものとする。

その他の公共的団体については、現行のとおりとする（新市において再び加入する）。

#### ウ 静岡市の例（平成 15 年 4 月 1 日合併 新設 2 市）

新市の一体性の速やかな確立に資するため、各団体のこれまでの経緯、実情等を十分に尊重しながら、法の趣旨に沿った調整に努めるものとする。

#### エ 前橋市の例（平成 16 年 12 月 5 日合併予定 編入 1 市 1 町 2 村）

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、各種団体の実情を尊重しながら、次のとおり調整に努めるものとする。

- ①各市町村に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。
- ②統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。

#### オ 長崎市の例（平成 17 年 1 月 4 日合併予定 編入 1 市 6 町）

公共的団体等については、合併後の市の一体性が速やかに確立されるよう、それぞれの実情を尊重しながら、統合整備に努めるものとする。

#### カ 鹿児島市の例（平成 16 年 11 月 1 日合併予定 編入 1 市 5 町）



公共的団体等は、合併後における市の一体性の確立に資するため、各団体のこれまでの経緯、実情等を十分尊重しながら、統合整備に努めるものとする。

## (2) 関係法令

### ○地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公共的団体等の監督）

第157条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

2 前項の場合において必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。

3～4 略

### ○市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）

（国、都道府県等の協力等）

第16条第8項 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。

## 3 「公共的団体等の取扱い」に関する考え方

### (1) 公共的団体等の定義

「公共的団体等」とは、農業協同組合、森林組合、商工会議所等の産業経済団体、社会福祉協議会、赤十字社等の厚生社会事業団体、教育団体、青年団、文化団体、スポーツ団体等の教育文化スポーツ団体等、公共的な活動を営むものはすべて含まれ、法人であるか否かは問わない。（【参考】逐条地方自治法より抜粋）

民法第34条の規定に基づく公益法人についても、その具体的活動が公共的活動に及ぶ限りにおいては、地方自治法第157条の公共的団体等に包含

される。

**(2)「公共的団体等の取扱い」として協議の必要があるもの**

- ① 市町の区域をもって設置する旨の法的根拠があるもの
- ② 市町の事業に大きく関与しているものや団体の設置について市町が意思が関与しているもの
- ③ 同じ目的を持った団体で、統合することによって効率的な活動や組織の強化が期待できるもの

**【例】** 社会福祉協議会，商工会議所，商工会，シルバー人材センター，医師会等

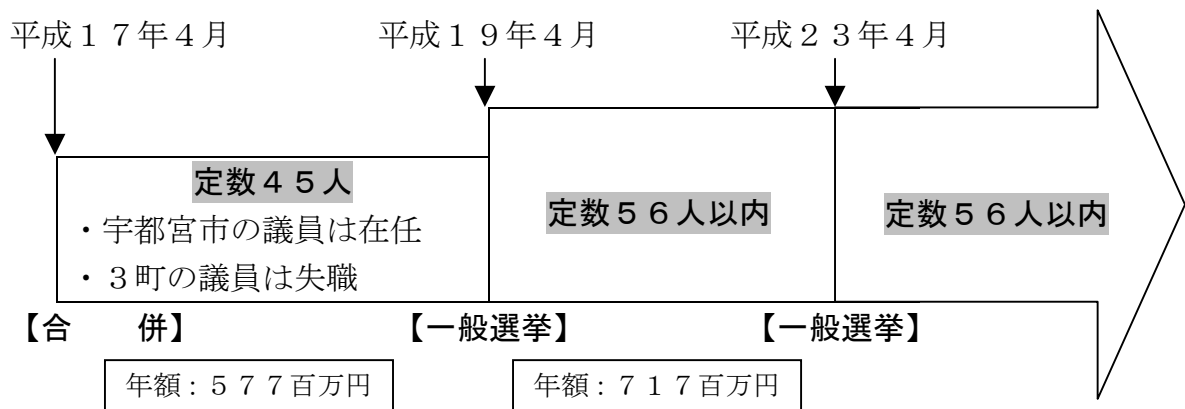
## 市町村の合併における議会の議員の定数及び任期の取扱いについて (編入合併の場合)

### 1 地方自治法による原則を採用する

- ・ 編入する自治体の議員の身分に変更はなく，編入され法人格が消滅する自治体の議会は，すべて失職となるのが，原則である。
- ・ 1市3町の枠組みにおいて，人口が約7万人増加し，50万人を超えることから，地方自治法第91条第2項の範囲内（56人以内）で，新市の議会の判断により議員定数を増加させ，増員選挙を実施することができる。
- ・ 増員選挙に際しては，公職選挙法第15条第6項等の規定に基づき，条例で選挙区を設けることが可能である。ただし，当該選挙区は，公職選挙法により「特に必要があるとき」設けられることとされており，事例からも一定期間における特例的な措置であると考えられる。

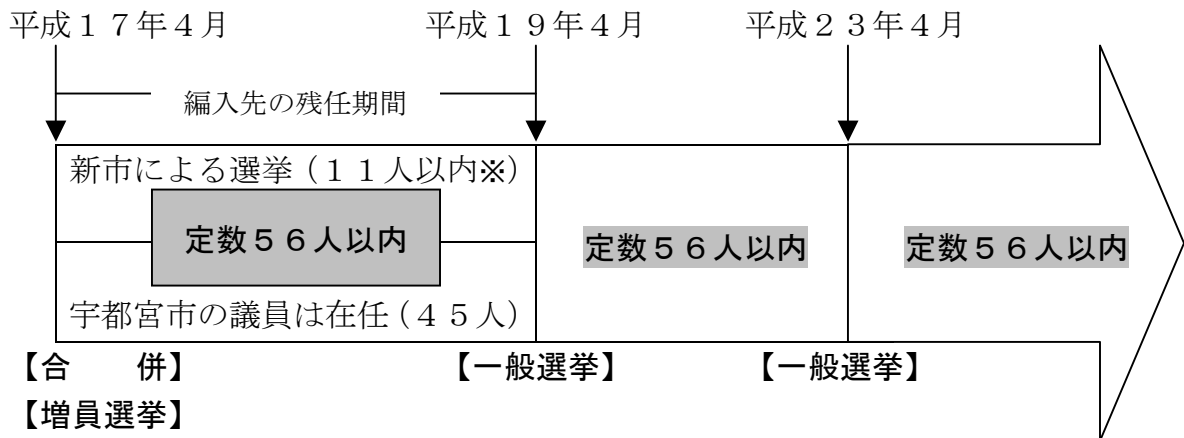
### シミュレーション 1

⇒地方自治法による原則のうち合併時に増員選挙を実施しない場合



## シミュレーション 2

⇒地方自治法による原則のうち合併時に増員選挙を実施する場合



※ 選挙区を設け、選挙区ごとに定数を設けることも可能。

年額：717百万円

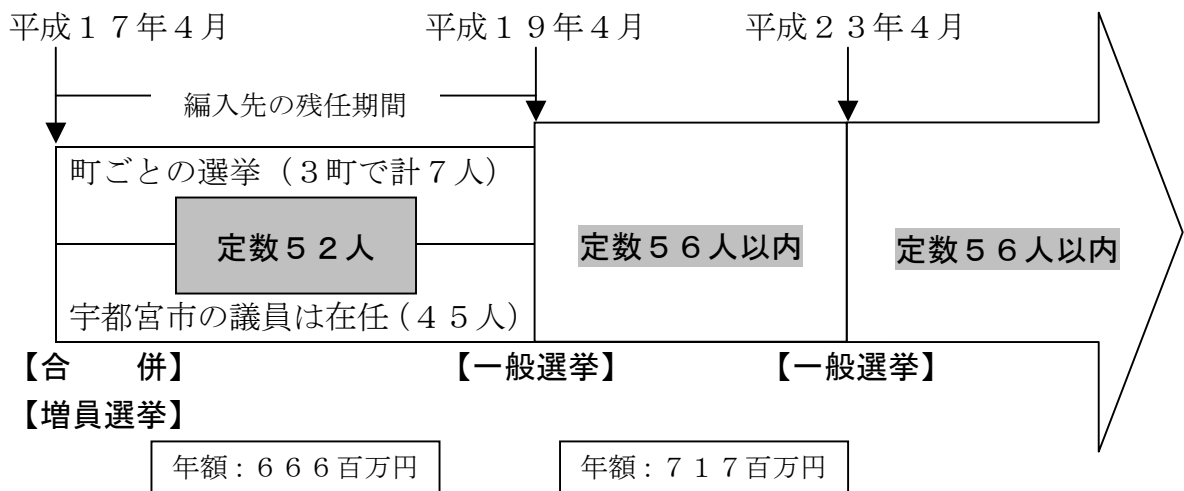
年額：717百万円

## 2 「合併特例法」における特例を適用する

- 議員数の激減緩和や合併関係自治体の運営を円滑にすることを目的とした「合併特例法」における特例を適用する。
- 「合併特例法」における特例には、定数特例と在任特例がある。

## シミュレーション 3

⇒合併時のみに定数特例を適用する場合

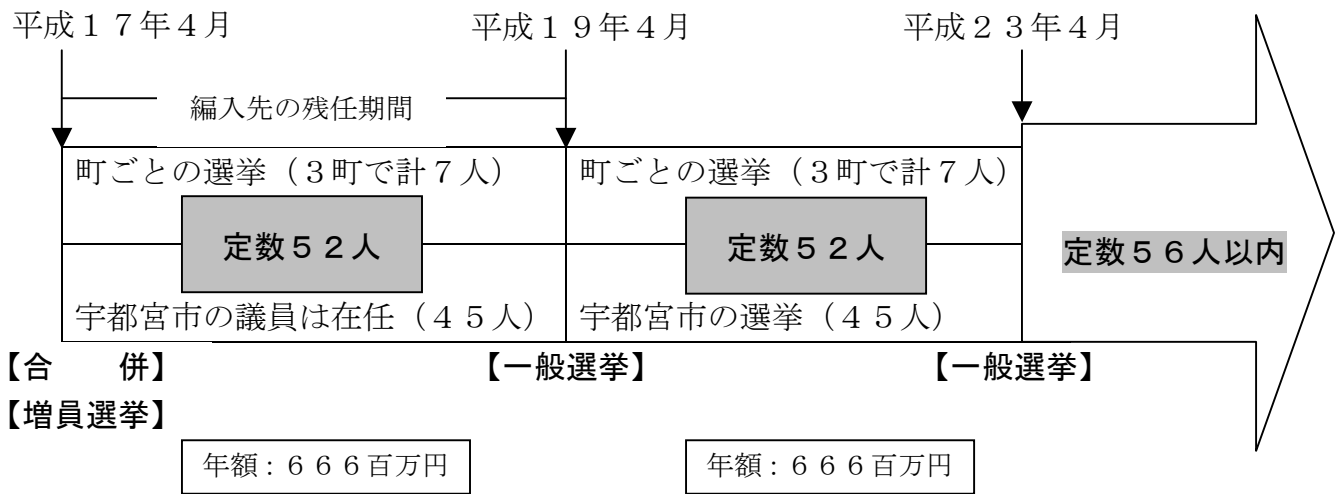


年額：666百万円

年額：717百万円

#### シミュレーション 4

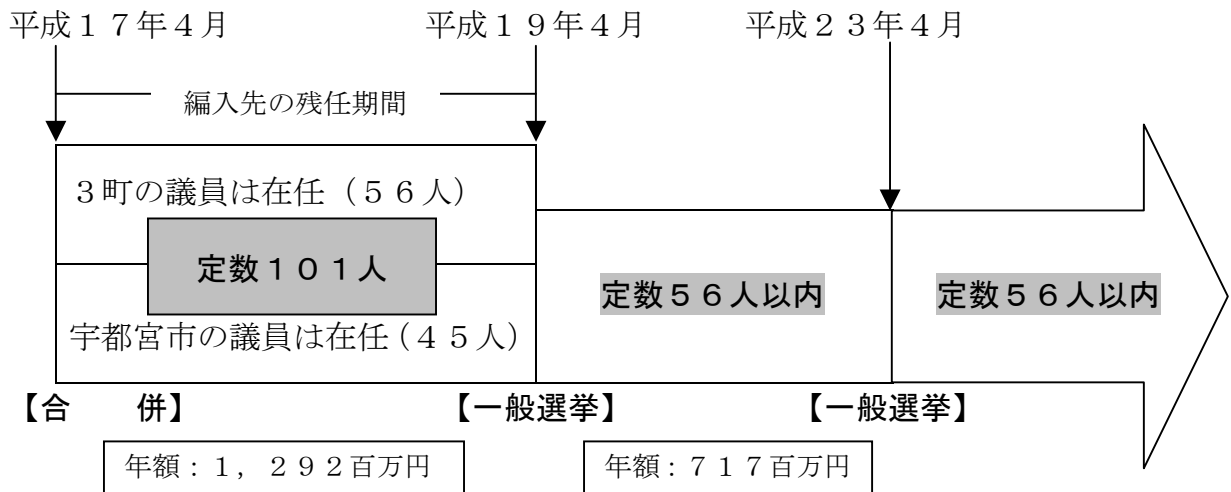
⇒合併時に定数特例＋合併後の最初の一般選挙に定数特例を適用する場合



※ 定数特例を適用した場合の各町における議員定数は以下のとおりとなる。  
上三川町 3人、上河内町 1人、河内町 3人

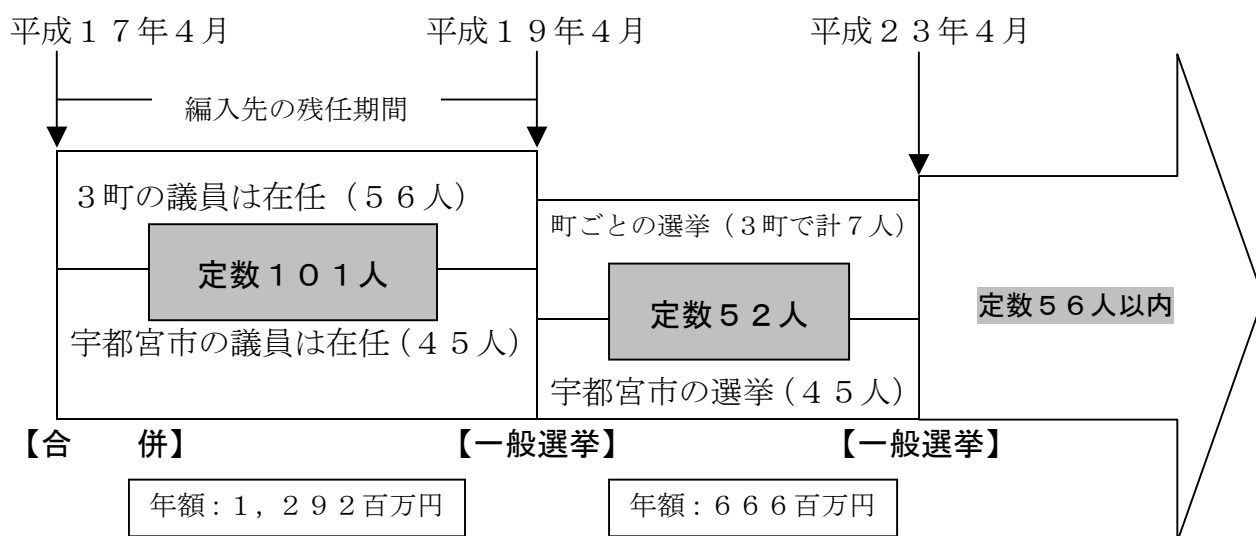
#### シミュレーション 5

⇒合併時のみに在任特例を適用する場合



## シミュレーション 6

⇒合併時に在任特例＋合併後の最初の一般選挙に定数特例を適用する場合



### 3 新市の議会を解散し、新たな議員定数による選挙を行う

- ・ 「合併特例法」に定められた特例を適用せず、新市の議会を解散し、新定数で選挙を行うことも制度上は可能である。
- ・ この場合、合併当初については、現在の宇都宮市の議員45人のみが、引き続き新市の議員として在任し、新定数を定めた後、自主解散することになる。

## シミュレーション 7

